

日本司法支援センター 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	日本司法支援センター	
評価対象事業年度	年度評価	平成26年度（第3期）
	中期目標期間	平成26～29年度

2. 評価の実施者に関する事項
日本司法支援センター評価委員会

3. 評価の実施に関する事項
<p>平成27年7月7日に開催した日本司法支援センター評価委員会第43回会議において、日本司法支援センター理事長・監事その他担当者からのヒアリングを実施した。</p> <p>平成26年11月19日、日本司法支援センター岐阜地方事務所の事務視察及び中津川地域事務所の出張相談会の視察を実施した。</p>

4. その他評価に関する重要事項
<p>「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）を踏まえ、日本司法支援センター評価委員会第42回会議（平成27年3月5日開催）において評価方法等の変更について検討し、平成27年4月1日付けで「日本司法支援センターの業務実績評価に係る基本方針」を改訂した。</p>

日本司法支援センター 年度評価 総合評価様式

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		26年度	27年度	28年度	29年度
		B	-	-	-
評価に至った理由	項目別評価は、一部の業務がA又はC評価であるものの、重要度の高い業務を含めておおむねB評価であり、また全体の評価を引き下げるべき事象もなかったため、「日本司法支援センターの業務実績評価に係る基本方針」に基づきB評価とした。				

2. 支援センター全体に対する評価	
支援センター全体の評価	<p>東日本大震災の被災者支援については、原発弁護団と連携した援助や巡回・出張相談等の積極的かつ機動的な実施に取り組むなど、被災者の立場に立った業務運営を継続・発展させている。</p> <p>高齢者・障がい者等に対する援助については、今期中期目標期間から本格実施する司法ソーシャルワーク（福祉機関等との連携及び出張法律相談等のアウトリーチ的手法等を活用した高齢者・障がい者に対する援助の取組）に関し、事業計画、具体的目標を策定するとともに、関係機関との連携強化を図り、利用者の視点に立った取組を実施している。</p> <p>情報セキュリティ対策業務については、体制面での改善がなされ、職員に対する研修も実施されている。</p> <p>一般管理費及び事業費については、ともに達成目標を大きく上回る効率化が達成されており、その取組は良好である。</p> <p>立替金の償還率向上に関する取組は、償還が資力の乏しい利用者からの返済であるという困難性が内在するも、前年度を上回る償還率を実現していることが認められる。</p> <p>支援センターの認知度については、広報計画を策定し、各種ホームページ等を活用した効果の高い広報活動を実施した結果、前年度から向上しており、中でも東日本大震災の被災地においては、特に高い認知度を得ている。</p> <p>その他の業務についてもおおむね所期の目標を達成していることが認められ、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。</p>
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	<p>常勤弁護士が未配置の地域が複数存在し、支援センターの業務を遂行するために必要な常勤弁護士の数の検証、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財産的な効果の把握についても未了であることから、更に取り組を進める必要がある。</p> <p>情報流出等の問題が深刻化している近時の状況や、支援センターが取り扱う情報の機密性に鑑みれば、支援センターは、今後常に情報セキュリティ対策を強化していく必要がある。</p> <p>既存の司法過疎地域事務所の存置の必要性や常勤弁護士・職員の配置人数については、業務量等の基礎情報の把握・分析を引き続き進めて検討し、必要な見直しを行う必要がある。</p> <p>司法過疎地域事務所を設置以外の司法過疎対策については、既存インフラ利用に対するニーズの有無や利用する場合の管理方法等、より効率的かつ効果的な方法を引き続き検討する必要がある。</p> <p>寄附金収入、司法過疎地域事務所における事業収益がいずれも減少していることから、引き続き寄附金収入獲得に向けた様々な取組を積極的に実施し、自己収入の獲得、確保に努める必要がある。</p> <p>事業報告書において、各事業のセグメント情報について財務諸表及び業務実績報告書のデータと関連づけて記載し、分かりやすい形での決算情報の公表を行う必要がある。</p>
その他改善事項	特に記載すべき事項はない。

4. その他事項	
監事等からの意見	特に記載が必要な事項はない。
その他特記事項	特に記載が必要な事項はない。

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）		年度評価				項目別 調書No.
		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
I. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項						
1	震災法律援助事業による援助の充実	B				1-1
2	震災法律援助事業以外の手法による援助の充実	B				1-2
3	高齢者・障害者等に対する援助の充実	B				1-3
4	職員（常勤弁護士を含む。）の採用及び配置等	C				1-4
5	職員（常勤弁護士を含む。）の能力の向上	B				1-5
6	一般契約弁護士・司法書士の確保	B				1-6
7	ガバナンスの強化	B				1-7
8	監査の充実・強化	B				1-8
9	コンプライアンスの強化	B				1-9
10	情報セキュリティ対策	B				1-10
11	効果的な連携方策の策定	B				1-11
12	連携強化のための体制構築	B				1-12
13	報酬・費用の立替・算定基準	B				1-13
14	自然災害等に関するリスクへの対応の構築	B				1-14
II. 業務運営の効率化に関する事項						
15	一般管理費及び事業費の効率化	A				2-15
16	事務所の業務実施体制の見直し	B				2-16
17	情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）	B				2-17
18	民事法律扶助業務（震災法律援助業務を含む。）	B				2-18
19	国選弁護等関連業務	B				2-19
20	司法過疎対策業務	C				2-20

中期計画（中期目標）		年度評価				項目別 調書No.
		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
III. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
21	情報提供業務の質の向上	B				3-21
22	法教育に資する情報の提供等	A				3-22
23	民事法律扶助業務	B				3-23
24	迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保	B				3-24
25	裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実	B				3-25
26	契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組	B				3-26
27	犯罪被害者支援業務の質の向上	B				3-27
28	被害者参加旅費等支給業務の適切な実施	B				3-28
IV. 財務内容の改善に関する事項						
29	自己収入の獲得等	B				4-29
30	効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収方法の工夫	B				4-30
31	償還率の向上	B				4-31
32	立替金債権等の管理・回収状況の開示	B				4-32
33	立替金等の悪質な償還滞納者等への対応の構築	B				4-33
34	財務内容の公表	C				4-34
V. その他業務運営に関する重要事項						
35	認知度の向上に向けた取組の充実	B				5-35
36	業務運営の体制維持	B				5-36

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅰ. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	震災法律援助事業による援助の充実		
当該項目の重要度, 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等, 必要な情報
震災法律相談援助件数	—	—	51,542件				(参考指標) 【平成25年度】 48,418件
震災代理援助件数	—	—	1,802件				(参考指標) 【平成25年度】 2,267件
震災書類作成援助件数	—	—	9件				(参考指標) 【平成25年度】 13件

3. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 業務実績, 年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	<p>第2・1(2)ア 震災法律援助事業による援助の充実 震災法律相談援助によって東日本大震災の被災者のニーズをどの程度満たしているのか分析した上, 更なる援助により法的問題の早期解決に資すると見込まれる被災者について, 震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結びつける方策を検討・実施する。</p>
中期計画	<p>I・1(2)ア 震災法律援助事業による援助の充実 震災法律相談援助によって東日本大震災の被災者のニーズがどの程度満たされているか分析をした上, 更なる援助により法的問題の早期解決に資すると見込まれる被災者について, 震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討・実施する。 平成24年度に実施した「東日本大震災の被災者等の法的支援に関するニーズ調査」の結果(自らが法的問題を抱えていることに気付いていない被災者の存在など)等を踏まえ, 震災法律援助について, 被災者が利用しやすい制度となるよう, 巡回・出張相談, 夜間・休日相談, テレビ電話相談を活用するなどし, 被災者支援の充実を図る。</p>

年度計画	<p>I・1(2)ア 震災法律援助事業による援助の充実</p> <p>震災法律相談援助によって東日本大震災の被災者のニーズがどの程度満たされているか分析をした上、更なる援助により法的問題の早期解決に資すると見込まれる被災者について、震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討・実施する。</p> <p>平成24年度に実施した「東日本大震災の被災者等の法的支援に関するニーズ調査」の結果（自らが法的問題を抱えていることに気付いていない被災者の存在など）等を踏まえ、アウトリーチの手法等によるアクセスの拡充が求められている。そのため、巡回・出張相談（移動相談車両の活用を含む。）、夜間・休日相談を組み合わせ、また、テレビ電話相談を活用するなど、被災者支援の充実を図る。</p>
------	---

主な評価指標		震災法律援助事業による援助の充実にに向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター 評価委員会による評価		
業務実績		自己評価			
業務実績報告書掲載頁：13		評価	B	評価	B
<p>1 震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結び付ける方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災法律相談援助により被災者のニーズがどの程度満たされているかを分析 いわゆる「原発弁護団」との連携を通じて特にニーズの高い原発事故賠償請求での震災代理援助や震災書類作成援助の利用を促進 <p>2 被災者支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 移動相談車両の活用を含めた巡回・出張相談の実施（震災巡回相談 1,078件、震災出張相談 136件） 全被災地出張所における夜間相談・休日相談の実施（夜間相談 61件、休日相談 337件） 福島地方事務所ふたば出張所におけるテレビ電話相談の活用（26件） 		<p>評価に至った理由</p> <p>震災法律相談援助から震災代理援助や震災書類作成援助へ効果的に結び付ける方策を検討・実施するとともに、移動相談車両の活用を含めた巡回・出張相談、夜間相談・休日相談、テレビ電話相談を活用するなどして、被災者の司法アクセスの充実に向け取り組んだ。</p>		<p>評価に至った理由</p> <p>これまでの震災法律相談援助実績の分析に基づき、いわゆる原発弁護団と連携した援助及び巡回・出張相談等の積極的かつ機動的な実施に取り組むなど、被災者支援の充実に図っており、所期の目標を達成していると評価できる。</p>	

4. その他参考情報

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅰ. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	震災法律援助事業以外の手法による援助の充実		
当該項目の重要度, 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等, 必要な情報
ワンストップ相談会開催回数	—	—	643回				(参考指標)
ワンストップ相談会相談件数	—	—	2,159件				(参考指標)
震災法テラスダイヤル件数	—	—	3,743件				(参考指標)

3. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 業務実績, 年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	<p>第2・1(2)イ 震災法律援助事業以外の手法による援助の充実 東日本大震災の被災地・被災者のニーズに応じて, 支援センターが持つノウハウを有効利用し, 震災法律援助事業以外の手法による被災地・被災者の援助拡充を図る。</p>
中期計画	<p>I・1(2)イ 震災法律援助事業以外の手法による援助の充実 東日本大震災の被災地の地方公共団体と連携して, 引き続き, 弁護士・司法書士のほか, 被災者のニーズに適した各種の専門家によるサービスを提供するなどし, 被災者に対する包括的な支援の充実を図る。震災法律援助事業による被災者支援が行えない場合であっても, 被災者のニーズに応じ, 民事法律扶助業務を通じ, 巡回・出張相談等の方法により, 適切な被災者支援を実施する。</p>
年度計画	<p>I・1(2)イ 震災法律援助事業以外の手法による援助の充実 法的問題を抱えている東日本大震災の被災者を支援するため, 震災特例法に基づく震災法律援助事業を適正・迅速に遂行するとともに, 被災者のニーズに適した各種専門家による情報提供サービスを提供するなどのきめ細かい対応を行うよう努める。 震災法律援助事業による被災者支援が行えない場合であっても, 巡回・出張相談等の民事法律扶助の制度を活用し, 積極的な支援を実施する。</p>

主な評価指標		震災法律援助事業以外の手法による援助の充実にに向けた取組状況	
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター 評価委員会による評価
業務実績		自己評価	
業務実績報告書掲載頁：14		評価	B
1 震災法律援助事業以外の手法による各種取組		評価に至った理由	
<p>(1) 「東日本大震災相談実例Q&A」 ホームページ上に「東日本大震災相談実例Q&A」を継続的に設け、被災者や被災関係者の相談実例を基にした情報提供を実施するとともに、相談項目ごとのQ&A一覧を掲載することで、利用者の利便性の向上を図った。</p> <p>(2) 「東日本大震災に関する相談窓口一覧」 ホームページ上に「東日本大震災に関する相談窓口一覧」を継続的に設け、関係機関との連携のもと、利用者の利便性の向上を図った。</p> <p>(3) 「震災法テラスダイヤル」 震災に関する法制度や相談窓口等の情報提供専用のダイヤル「震災法テラスダイヤル」を支援センターコールセンター内に継続的に設置し、被災者や被災関係者からの問い合わせに応じた。</p> <p>(4) 「ワンストップ相談会」の実施 宮城、岩手、福島の各県に設置した7か所の支援センター被災地出張所において、消費者庁、地方自治体と連携し、弁護士以外の各種専門家によるワンストップ相談会を実施した。</p> <p>(5) 「女性の悩みごと相談」実施場所の拡大 平成24年2月から被災地出張所法テラス南三陸において継続的に実施してきた「女性の悩み相談」につき、平成26年4月から、実施場所に法テラス山元・法テラス東松島を加え、被災地における女性の悩みによりきめ細やかに対応した。また、岩手県内においては、法テラス岩手を実施場所とした内陸部での相談にも取り組んだ。</p>		<p>震災特例法に基づく震災法律援助事業を適正・迅速に遂行するとともに、弁護士以外の各種専門家によるワンストップ相談会を始め、被災者の多様なニーズに答えるための各種取組を実施し、個々の被災者に応じたきめ細かい対応を行い、他方、震災法律援助事業の直接の対象とならない被災地の住民に対しても、巡回・出張相談等の民事法律扶助の制度を活用するなどして、被災者等への積極的な支援を実施した。</p>	
2 被災者（震災法律援助事業対象外）に対する民事法律扶助制度の活用 震災法律援助事業の直接の対象とならない被災者に対しても、巡回相談及び出張相談等を活用した。		<p>震災特例法に基づく震災法律援助事業を適正・迅速に遂行するとともに、関係機関と連携し、被災地出張所において弁護士以外の各種専門家によるワンストップ相談会をはじめ、女性の悩みごと相談など、個々の被災者の特質に応じたきめ細かい対応を行い、他方、震災法律援助事業の直接の対象とならない被災地の住民に対しても、巡回・出張相談等の民事法律扶助の制度を活用するなどして、被災者等への積極的な支援を実施している。 また、ホームページ上で「東日本大震災相談実例Q&A」等の情報を掲示して利用者の利便性向上のための取組も継続的になされている。</p>	

4. その他参考情報

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅰ. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	高齢者・障害者等に対する援助の充実		
当該項目の重要度、難易度	重要度「高」：司法ソーシャルワークは、従前のように利用者からの申込みを待つとは異なり、支援センターが関係機関と連携の上、法的問題を抱えた高齢者・障害者に積極的に働きかけて法的サービスを提供するものであり、その業務の特質を考慮し、第3期中期計画期間から本格的に実施するものであることから重要度を「高」とした。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	「司法ソーシャルワーク」「高齢者・障がい者支援」をテーマとした地方協議会の開催回数	—	—	52回			(参考指標)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	<p>第2・1(3) 高齢者・障害者等に対する援助の充実</p> <p>常勤弁護士等の活動を含めた支援センターが行う司法ソーシャルワークの取組（福祉機関等との連携及び出張法律相談等のアウトリーチ的手法等を活用した高齢者・障害者に対する援助）については、司法ソーシャルワークに係る検証調査で得られたデータや地域のニーズ等の把握に基づく事業計画及び具体的目標を平成26年度中に策定した上で、効率的かつ効果的に事業を実施する。その事業計画の進捗状況や目標の達成度合いについては、毎年度、日本司法支援センター評価委員会の評価を受ける。</p>
中期計画	<p>I・1(3) 高齢者や障がい者等に対する支援の充実</p> <p>常勤弁護士等の活動を含めた支援センターが行う司法ソーシャルワークの取組については、司法ソーシャルワークに係る検証調査で得られたデータや地域のニーズ等の把握に基づく事業計画及び具体的目標を平成26年度中に策定した上で、平成27年度以降、効率的かつ効果的に実施する。その事業計画の進捗状況や目標の達成度合いについては、毎年度、日本司法支援センター評価委員会の評価を受ける。</p>

年度計画	<p>I・1(3) 高齢者や障がい者等に対する支援の充実</p> <p>常勤弁護士等の活動を含めた支援センターが行う司法ソーシャルワークの取組については、次年度以降、効率的かつ効果的に実施できるよう司法ソーシャルワークに係る検証調査で得られたデータや把握した地域のニーズ等に基づき、事業計画及び具体的目標を策定する。</p> <p>各地方事務所において社会福祉協議会や地域包括支援センター、地域生活定着支援センター等との連携を強化し、上記の事業計画及び具体的目標の策定の進捗状況を踏まえた司法ソーシャルワークに関する協議会等を行う。</p> <p>全国の地方事務所で、職員に対し、高齢者・障がい者疑似体験実習等を実施し、高齢者・障がい者に対する接遇スキルの向上を図るほか、既に作成している高齢者向けパンフレット、知的障がい者向けパンフレット及び視覚障がい者向けパンフレットについて、関係団体等の意見を踏まえて引き続き改善を図った上、必要に応じて関係団体等に配布する。</p>
------	---

主な評価指標	高齢者・障害者等に対する援助の充実にに向けた取組状況		
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター 評価委員会による評価
業務実績	自己評価		
業務実績報告書掲載頁：15	評価	B	評価
1 司法ソーシャルワーク	評価に至った理由		評価に至った理由
(1) 司法ソーシャルワーク事業計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> 司法ソーシャルワーク地域連携推進本部の設置 本部において各地方事務所等における取組事例の収集・分析、各地方事務所等からの意見聴取等 「第3期中期目標期間中における司法ソーシャルワーク事業計画」の策定 	<p>地方事務所等の実情を踏まえて、司法ソーシャルワークの取組における具体的目標等を定めた「第3期中期目標期間中における司法ソーシャルワーク事業計画」を策定し、各地方事務所に発出した。</p> <p>また、同事業計画の策定作業と並行して、地方事務所等において次の取組を実施して地域包括支援センター等の福祉機関との連携強化を図った。</p> <p>まず、全国の地方事務所等において地方協議会を開催しているところ、41か所の地方事務所等において計52回にわたって「司法ソーシャルワーク」または「高齢者・障がい者等に対する法的支援」をテーマにして同協議会を開催した。そのほか、地方協議会とは別に、地方事務所職員等が個別に福祉機関を訪問して意見交換会等を実施する取組も行われているところ、本部において把握している範囲では、地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会の3つの福祉機関を対象に計429件にわたってかかる取組を実施した。</p> <p>さらに、全国の地方事務所の職員を対象とする高齢者・障がい者に対する接遇スキルの向上を図る取組や高齢者・障がい者に対する支援センターの業務内容を周知するための取組を通じて高齢者・障がい者に対する援助の充実に取り組んだ。</p>		<p>司法ソーシャルワーク地域連携推進本部を設置し、事業計画及び具体的目標を策定するとともに、関係機関とも多数回の協議会及び意見交換会を開催するなどして連携強化を図っている。</p> <p>また、体験学習や専門家を招いての研修を実施し、高齢者・障がい者への接遇スキルを向上させ、高齢者・障がい者向けパンフレットを作成・配布している。</p> <p>これらより年度計画を達成したものと評価できる。</p> <p>なお、司法ソーシャルワークは、今期中期目標期間から本格実施する項目であり、平成27年度が実質的に取組の初年度となることから、課題としての重要性に鑑み、その推進に強く期待する。</p>
(2) 同計画の内容 <p>ア 司法ソーシャルワークを推進するための方策</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方事務所等における人的体制の整備 連携対象となる機関のリスト作成 弁護士会及び司法書士会と協働の下に担い手となる弁護士・司法書士を獲得 <p>イ 取組状況についての情報の集約・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部と地方事務所との情報共有の仕組みを構築 			
(3) 協議会等の開催 <p>本部における計画の策定作業と並行し、関係機関との連携の下、司法ソーシャルワークに関する関係機関との協議会を開催</p> <p>実施数：地方協議会のうち「司法ソーシャルワーク」「高齢者・障がい者等支援における関係機関の連携」に関わるテーマで開催したものは41か所の地方事務所等で計52回</p> <p>対象機関：地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域生活定着支援センターなど</p>			
(4) 意見交換会等 <p>地方事務所職員、常勤弁護士等が個別に福祉機関を訪問して意見交換会等を実施する取組も行われているところ、本部において把握している範囲では、地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会の3つの福祉機関を対象に計429件にわたってかかる取組を実施</p>			
2 高齢者・障がい者に対する接遇スキルの向上等の取組			
(1) 職員の接遇スキルの向上 <p><地方事務所></p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者・障がい者疑似体験学習の実施 <p>【実施例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターから専門家（センター所長）を招き、高齢者の接遇に係る疑似体験学習を実施 車いす乗車体験学習を通じて、車いす利用者への配慮の必要性（速さや方向など）や事務所環境の改善の必要性（障害物の除去など）を学習 <p><本部></p> <ul style="list-style-type: none"> 総務部門担当職員研修（平成26年9月実施）を開催し、外部専門家（精神科医師）による講義を通じ、精神障がい者を有する方への支援の方法、利用者の立場を理解した丁寧かつ適切な対応などを習得 			
(2) その他の取組 <ul style="list-style-type: none"> 対象ごとのパンフレットを準備（高齢者向け、知的障がい者向け、視覚障がい者向け） 地方事務所における各パンフレットの設置・配布 関係機関へのパンフレット直接送付 地方協議会等における出席者への配布 			

4. その他参考情報

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅰ. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	職員（常勤弁護士を含む。）の採用及び配置等		
当該項目の重要度、 難易度	難易度「高」：常勤弁護士については、各地への配置につき各弁護士会との協議・了承を経ており、外部的・他律的要因の影響を受けざるを得ないところ、常勤弁護士の受入れに消極的な弁護士会も存することから、難易度を「高」とした。	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	<p>第2・2(1)ア 職員（常勤弁護士を含む。）の採用及び配置等</p> <p>職員の採用及び配置等は、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量に応じた適切なものとする必要がある。職員を新たに採用する場合には、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。職員の配置については、配置先の業務量に応じた適正なものとする。</p> <p>その際、支援センターの有する公共性や、支援センターが多様な分野にわたる業務を行うことを考慮し、幅広い視野をもって自らの能力を活用することについての意欲を有し、支援センター本部が決定した業務に関する方針に意欲的に取り組み、国民の期待に応えることのできる人材の確保・活用を図る。</p> <p>また、職員の能力の向上等のため、能力主義に基づく確かな職員の採用及び人事配置を行うとともに、人事交流等により、多様な経験を積むことができる人材育成の仕組みについて検討する。</p> <p>常勤弁護士の採用に当たっては、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。</p> <p>常勤弁護士については、支援センターの主要業務である民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、総合法律支援の適切な実施が遂行できる体制となるよう、所要の数の確保に努め、必要性が認められる地域への配置を行う。その前提として、既に常勤弁護士が配置されている地域も含めて配置の必要性や配置人数の妥当性について検証し、常勤弁護士が担う役割、配置の必要性等について十分な説明責任を果たす。</p> <p>常勤弁護士の業務との関連性にも留意しつつ、常勤弁護士が受任した事件数、事件の性質に応じた各事件の平均単価及び常勤弁護士の活動に係る費用を把握・分析するなどし、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果についても明らかにする。</p> <p>また、常勤弁護士については、大規模災害等における機動的な法的サービスの担い手としての役割も期待されているところ、そのための態勢整備を図る。なお、被災地自治体等への法的援助については、当該災害等発生地域の弁護士会等との連携を前提とした必要最小限のものとする。</p> <p>その上で、常勤弁護士による対応が必要な場合に備え、支援センターが組織的かつ機動的に法的援助を実施するための具体的措置内容等をあらかじめ明確にする。</p> <p>また、コールセンターの運営に当たっては、第2期中期目標期間における情報提供件数が毎年度減少し続けていることから、今後も情報提供件数の推移を踏まえ、業務量に応じて職員配置を見直すものとする。</p>

中期計画	<p>I・2(1)ア 職員（常勤弁護士を含む。）の採用及び配置等</p> <p>(7) 職員の採用及び配置等については、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量に応じた適切なものとする。具体的な職員の採用及び配置については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、既存業務の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点から踏まえた真に必要なものとする。とりわけ、職員を新たに採用する場合には、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。</p> <p>その際、支援センターの業務の公共性・多様性に順応して、その業務に意欲的に取り組み、国民等の期待に応えることができる人材の確保・活用を図る観点から、職員の採用及び配置等を行う。</p> <p>常勤弁護士の採用に当たっては、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適切にでき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。</p> <p>(4) 常勤弁護士については、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、総合法律支援の適切な実施ができる体制となるよう、所要の数の確保に努め、必要性が認められる地域に配置する。その前提として、既に常勤弁護士が配置されている地域も含めて配置の必要性や配置人数の妥当性について検証し、常勤弁護士が担う役割、配置の必要性等について十分な説明責任を果たす。</p> <p>常勤弁護士が取り扱う事件の種類・件数等の業務量（事件の性質や関係機関との連携強化への取組状況など取扱件数が業務量に直結しない事情を含む。）その地域での常勤弁護士の役割を踏まえ、事件の性質に応じた各事件の平均単価及び常勤弁護士の活動に係る費用を把握するなどし、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果についても明らかにする。</p> <p>また、常勤弁護士については、大規模災害等における機動的な法的サービスの担い手としての役割も期待されていることから、東日本大震災の被災者支援の経験を踏まえ、災害発生地域におけるより迅速・適切な被災者支援を実施できる態勢を整備する。なお、被災自治体等への法的援助については、災害発生地域の弁護士会等との連携を前提とし、真に必要なものを検討して実施する。</p> <p>その上で、常勤弁護士による対応が必要な場合に備え、支援センターが組織的かつ機動的に法的援助を実施するための具体的措置内容等をあらかじめ明確にする。</p> <p>そのほか、コールセンターの運営に当たっては、第2期中期目標期間における情報提供件数が毎年度減少し続けていることから、今後も情報提供件数の推移を踏まえ、業務量に応じて職員配置を見直す。</p>
年度計画	<p>I・2(1)ア 職員（常勤弁護士を含む。）の採用及び配置等</p> <p>(7) 職員の採用及び配置等については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、既存業務の業務量の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点から踏まえた真に必要なものとする。支援センターの業務の公共性・多様性に順応して、その業務に意欲的に取り組み、国民等の期待に応えることができる人材の確保・活用を図る観点から職員の採用及び配置等を行う。</p> <p>常勤弁護士の採用に当たっては、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適切にでき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。</p> <p>(4) 常勤弁護士については、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、既に常勤弁護士が配置されている地域も含めて配置の必要性や配置人数の妥当性について検証し、常勤弁護士が担う役割、配置の必要性等について十分な説明責任を果たす。その上で、総合法律支援の適切な実施ができる体制となるよう、所要の数の確保に努め、関係機関等との連携協力関係の確保・強化に努め、必要と認められる地域に配置する。</p> <p>常勤弁護士が取り扱う事件の種類・件数等の業務量（事件の性質や関係機関との連携強化への取組状況など取扱件数が業務量に直結しない事情を含む。）その地域での常勤弁護士の役割を踏まえ、事件の性質に応じた各事件の平均単価及び常勤弁護士の活動に係る費用を把握するなどし、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果についても明らかにする。</p> <p>常勤弁護士については、大規模災害等において機動的に法的サービスを提供できるようにするための、具体的な態勢整備の方策を検討する。なお、被災自治体等への法的援助については、災害発生地域の弁護士会等との連携を前提とし、真に必要なものを検討して実施する。</p> <p>また、常勤弁護士による対応が必要な場合に備え、支援センターが組織的かつ機動的に法的援助を実施するための具体的措置内容等を策定する。</p> <p>そのほか、コールセンターの運営に当たっては、今後も情報提供件数の推移を踏まえ、業務量に応じて職員配置を見直す。</p>

主な評価指標		職員（常勤弁護士を含む。）の採用及び配置等に向けた取組状況	
支援センターの業務実績・自己評価			
業務実績		自己評価	
業務実績報告書掲載頁：17		評価	C
第1 職員について		評価に至った理由	
<p>1 職員の採用</p> <ul style="list-style-type: none"> 多肢択一式問題や論文問題、適性検査のほか面接を複数回実施 面接の実施に際しては、面接員を局・次長、部課長、課長補佐のほか、係長・主任まで幅広く <p>任命し、様々な視点から多角的に適性を判断</p> <ul style="list-style-type: none"> 有期契約職員から常勤職員への登用（12名登用） 一般公募試験と、司法試験受験資格を喪失した法科大学院修了者を対象とした一般公募試験を実施（17名採用） <p>2 職員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地方事務所が取り扱う事件数及び事務所の規模等を勘案 業務の平準化及び事務手続きの合理化に資するよう再配置 総合法律支援の体制整備及びサービスの質の向上を図るための配置 <p>→ 平成26年4月1日付けで118名の広範な人事異動を実施</p>		<p>職員の採用については、十分な人員と時間を設けて公共性の高い支援センターの多様な業務に対する適性を判断し、幅広い知識を備え、利用者のニーズを的確に察知できる人材の確保に努めた。</p> <p>また、職員の配置については、総合法律支援の充実に向けた体制整備及び提供するサービスのさらなる向上に配慮しつつ、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点をも十分に踏まえて再配置を行った。</p> <p>常勤弁護士の採用においては、就職説明会の開催や選択型実務修習への参加等を行うとともに、関係機関と連携してホームページ等を利用した情報提供を行うなど、広く常勤弁護士への応募を促すことにより、172名の応募者の中から選別した法曹経験者3名を含む37名の常勤弁護士を採用することができた。</p> <p>常勤弁護士の役割や配置の必要性等については、関係機関と協力して検討を継続し、新規に司法過疎地域事務所を設置するとともに、昨年度よりも6名多く配置したが、常勤弁護士の配置に当たっては、弁護士会との協議が不可欠という難しい面もあり、来年度も引き続き取り組む必要がある。また、困難度判定表等の新しい取組を導入し、財政的効果の把握に努めているが、未だその途上である。</p> <p>大規模災害等における法的サービス提供のための具体的措置内容等を検討し、広島土砂災害の被災者に対して電話相談等を実施した。</p> <p>コールセンターの運営についてはその業務の量や範囲が拡大する一方で、メール職員の配置換えを実施するなど、職員の適正配置の観点からの見直しを行い、職員の増員によることなく、前年度以上の業務に対応した。</p>	
<p>第2 常勤弁護士について</p> <p>1 常勤弁護士の採用</p> <p>(1) 就職説明会の開催、採用案内の周知等による人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 司法修習生、司法試験合格者、法科大学院生等に採用案内等を配布 常勤弁護士の業務内容・採用情報等に関する説明会を開催（11回） 支援センターHP、日本弁護士連合会会員専用サイトやメールマガジン等に就職情報を常時掲載 司法試験予備校主催の就職説明会において採用案内等を配布 <p>(2) 選択型実務修習、エクスターンシップの受入れによる常勤弁護士への関心の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 司法研修所の選択型実務修習企画への参加 各地の事務所において司法修習生を受入れ（合計73名） 全国の法科大学院のエクスターンシップ実習生を受入れ 各地の法律事務所において全国14か所の法科大学院生を受入れ（合計36名） <p>(3) 総合評価のための面接の実施</p> <p>日本弁護士連合会の協力を得て採用面接を実施</p> <p>(4) 新規採用者の確保</p> <p>以上の取組により、172名の応募者の中から、総合法律支援に意欲的な37名を新規採用</p> <p>司法修習修了直後の者：34名 法曹経験者：3名</p>		<p>一般職員の採用については、必要な試験等を多層的に実施し、適正に行われているものと評価できる。</p> <p>常勤弁護士の採用については、就職説明会に加えて、ホームページやメールマガジン配信等の様々な媒体を用いて実施し、司法研修所の選択型実務修習やエクスターンシップの受入れを行うなどの積極的な取組の結果、3名の法曹経験者を含む37名の常勤弁護士を採用できている。近年、法科大学院においても進路として常勤弁護士が高く評価されており、今後も、その使命、業務内容やキャリアアップの魅力を積極的にアピールし、有為な人材を確保していくことを期待する。</p> <p>また、その配置については、新たに司法過疎地域事務所を設置したほか、各地に配置・増員したことは評価できる。</p> <p>他方で、常勤弁護士が未配置の地域も複数存在し、支援センターの業務を遂行するために必要な常勤弁護士の数の検証、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財産的な効果の把握についても未だその途上である。</p> <p>したがって、本項目に係る取組は、一定の成果を上げてはいるものの、未だ所期の目標を達成するまでには至っていないといわざるを得ず、上記評価とした。</p>	

<p>2 常勤弁護士の配置</p> <p>(1) 常勤弁護士の役割, 配置の必要性の検討等</p> <ul style="list-style-type: none"> 常勤弁護士の役割について検討し, 連携事例等を取りまとめ 地方事務所を対象に, 常勤弁護士の配置の必要性に関する調査を実施 民事法律扶助事件数, 国選弁護事件数等を踏まえ, 日本弁護士連合会と連携して, 常勤弁護士の配置の必要性等を検討 <p>(2) 配置人数等</p> <p>平成26年度末時点における配置人数: 252名 前年度末比: 6名増, 15か所で増員, 15か所で減員 平成26年度新規配置: 1名 (鹿角地域事務所を新設)</p> <p>3 常勤弁護士の事件により生じる財政的効果の把握等</p> <ul style="list-style-type: none"> 常勤弁護士による連携活動を把握するため, 関係機関相談記録票を導入 困難事件を把握するため, 困難度判定表を導入 常勤弁護士担当事件の平均単価及び費用等に関するデータを収集 <p>4 大規模災害等における法的サービス提供のための態勢整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害等における法的サービス提供のための態勢整備の方策を検討 広島土砂災害 (平成26年8月発生) の被災者支援として, 弁護士会との連携のもと電話相談等を実施 <p>第3 オペレーターの配置</p> <p>コールセンターにおける情報提供件数が330,738件 (平成25年度は313,488件) であり, 前年度より17,250件増加し, また, コールセンターにおける民事法律扶助の資力要件確認の対象事務所も31事務所 (平成25年度は15事務所) に拡大する一方で, メール対応職員の数・配置の見直しを行い, 現有の人員のもとで効率的な運営を行った。</p>		
---	--	--

4. その他参考情報

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅰ. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	職員（常勤弁護士を含む。）の能力の向上		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
人事課主催研修（人数）	—	—	147人				(参考指標)
担当課主催研修（人数）	—	—	414人				(参考指標)
外部派遣研修（人数）	—	—	5人				(参考指標)
常勤弁護士業務研修実施回数	—	—	38回				(参考指標)
常勤弁護士外部派遣研修派遣先数	—	—	6か所				(参考指標)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	<p>第2・1(1)イ 職員（常勤弁護士を含む。）の能力の向上 司法ソーシャルワークを始めとする支援センターの多様な取組に適切に対応するため、職員に対し、採用年次、経験年数、担当業務の別等に応じた研修を実施し、その能力の向上を図る。 支援センターの中核となって職務を行う人材を育成するため、能力等の高い者に対し、他機関等への研修等派遣や人事交流等によって多様な経験を積む機会を与えるよう努める。</p>
中期計画	<p>I・2(1)イ 職員（常勤弁護士を含む。）の能力の向上 以下の研修を企画・立案等するための人的・物的な態勢を整備し、支援センターにおける中長期的な人材育成プログラムを構築する。 (ア) 司法ソーシャルワークを始めとする支援センターの多様な分野にわたる業務に対応し、利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、採用年次や経験年数に応じた各業務分野の実務能力や専門性を向上させるべく、体系的な研修を企画・立案して、計画的に実施し、その能力の向上を図る。 (イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助事件及び国選弁護等関連事件等への適切な対応能力の向上を図るため、研修を実施する。とりわけ、司法ソーシャルワークが必要となる事件や裁判員裁判対象事件への適切な対応が可能となるような実践的な研修を実施する。 (ウ) 上記(ア)、(イ)の研修を実施し、能力等の高い職員については、国、地方公共団体、独立行政法人、民間企業等を含む関係機関・団体との人事交流等によって多様な経験を積み、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。</p>

年度計画	<p>I・2(1)イ 職員（常勤弁護士を含む。）の能力の向上</p> <p>以下の研修を企画・立案等するための人的・物的な態勢の整備に必要な準備・検討を行う。</p> <p>(ア) 司法ソーシャルワークを始めとする支援センターの多様な分野にわたる業務に対応し、利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、採用年次や経験年数に応じた体系的な研修を企画・立案して計画的に実施し、実務能力や専門性の向上を図る。</p> <p>(イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助事件及び国選弁護等関連事件等への適切な対応能力の向上を図ることはもとより、司法ソーシャルワークが必要となる事件や裁判員裁判対象事件への適切な対応が可能となるような実践的な研修を、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室を活用しながら随時見直し、より一層の充実を図りながら実施する。</p> <p>また、各ブロック単位での研修を充実させ、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図り、全体的な能力・技量の向上を図る。</p> <p>(ウ) 上記の研修を実施し、能力等の高い職員については、国、地方公共団体等を含む関係機関・団体との人事交流等によって多様な経験を積み、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。</p> <p>さらに、常勤弁護士については、今後の重点課題と考えられる地方公共団体や福祉機関・団体に潜在する法的需要を把握し、これらの機関等との連携の促進を図るため、地方公共団体や社会福祉法人に派遣する外部研修を実施する。</p>
------	--

主な評価指標		職員（常勤弁護士を含む。）の能力の向上に向けた取組状況	
支援センターの業務実績・自己評価		日本司法支援センター 評価委員会による評価	
業務実績		自己評価	
業務実績報告書掲載頁：21		評価	B
第1 職員の実務能力・専門性の向上を図る取組		評価に至った理由	
<p>1 体制の整備に必要な準備・検討 新しい研修制度のあり方について方針をまとめ、研修の抜本的な改編等の検討（研修制度に特化したPTを平成27年4月に発足）</p> <p>2 階層別研修 (1) 新規採用者研修 (2) ブラッシュアップ研修：採用から3、4年後をブラッシュアップ期間として対象 (3) 3級昇格者研修：3級昇格者（地方事務所係長又は本部主任クラス）対象 (4) マネジメント基礎研修：4級昇格者を対象</p> <p>3 業務研修 実務能力や専門性の向上のため、総務、情報提供、民事法律扶助、国選弁護、犯罪被害者支援及び法律事務の各業務に従事する職員を対象とし、延べ15日間に延べ414名の職員に対してそれぞれ研修を実施</p> <p>4 外部研修 ・ 人事院主催の課長級研修：課長職1名（4日間） ・ 東京都職員研修：職員3名（5日間）</p> <p>5 関係機関・団体との人事交流 ・ 法務省：勤務研修（職員1名）</p>		<p>支援センターにおける中長期的な人材育成プログラムを構築するために、新しい研修制度の在り方についての方針をまとめ、研修の抜本的な改編等の検討を行い、平成27年度の研修制度に関するPTの発足へつなげた。</p> <p>また、支援センターの多様な業務に対応できる職員を育成するための体系的な研修を企画・実施し、従前からのブラッシュアップ研修、マネジメント基礎研修のほかに、実務において中心的な役割を果たす地方事務所係長及び本部主任の重要性に着目し、新たに3級昇格者研修を企画・実施した。これにより体系的な研修体制の構築をより前進させた。</p> <p>裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室を活用しながら、集合研修、実地研修、ブロック研修等の様々な研修を実施し、常勤弁護士の能力の向上を図った。</p> <p>外部派遣研修を実施し、支援センターの中核となる職務を担う人材の育成を図るとともに、地方公共団体や福祉機関等との連携の促進を図った。</p>	
第2 常勤弁護士の能力技量の向上を図る取組		評価に至った理由	
<p>1 実践的な研修等の実施 (1) 養成中の常勤弁護士に対する研修 ア 新任業務研修：新たに採用した常勤弁護士を対象とする導入研修 イ 定期業務研修：刑事事件・民事事件に関する演習を中心とする研修 ウ 赴任前業務研修：支援センターの法律事務所に赴任する直前に行う研修 (2) 赴任中の常勤弁護士に対する研修 ア 民事業務研修：家事事件・労働事件に関する事例検討を中心とする研修 イ パーソナリティ障害対応研修：精神科医の講義や模擬法律相談等を内容とする研修 ウ 実務トレーナー・実務トレーナー研修：司法ソーシャルワークを推進するための実地研修</p>		<p>新しい研修制度の在り方についての方針をまとめ、研修の抜本的な改編等の検討を行い、平成27年度の研修制度に関するPTの発足につなげた。支援センターの多様な分野にわたる業務に対応し、良質なサービス提供を行うための職務経験年数などに応じた階層別研修など、体系的な研修を行っている。</p> <p>常勤弁護士についても、養成中の者から赴任中の者についてまで継続して実践的な研修等を実施し、その能力向上に努めているほか、裁判員裁判を含む様々な類型の事件に十分に対応できるよう、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室によるサポートも充実させている。</p> <p>また、常勤弁護士の関係機関等への外部派遣研修も積極的に実施し、多様な経験を積ませることができている。</p>	

<p>(3) 裁判員裁判に関する研修 ア 裁判員裁判事例研究研修：常勤弁護士が担当した裁判員裁判事件を題材とする研修 イ 裁判員裁判専門研修：裁判員裁判事件に関するディスカッション等を中心とする少人数制の研修</p> <p>(4) その他の研修等 ア ブロック別研修：全国を9つのブロックに分け、ブロックごとに常勤弁護士が企画する研修 イ 全国経験交流会：全国各地に赴任中の常勤弁護士の活動報告を中心とする交流会 ウ 法律事務所事務職員研修：支援センターの法律事務所に勤務する職員を対象とする研修</p> <p>2 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室の活用 (1) 定期的な意見交換の実施 (2) 研修の具体的内容の企画・検討 (3) 研修を受講した常勤弁護士の意見等を踏まえた、研修内容等の随時見直し (4) 常勤弁護士が受任した裁判員裁判事件・刑事事件に関する個別具体的な指導・助言（裁判員裁判弁護技術研究室） (5) 常勤弁護士が受任した民事・家事・労働事件等に関する個別具体的な指導・助言（常勤弁護士業務支援室） (6) 養成中の常勤弁護士による起案の添削・講評等（常勤弁護士業務支援室）</p> <p>3 外部派遣研修の実施 (1) 静岡県伊豆市・函南町・伊豆の国市 (2) 社会福祉法人南高愛隣会（長崎県） (3) 社会福祉法人グロー（滋賀県） (4) 法務省</p>		
---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅰ. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6	一般契約弁護士・司法書士の確保		
当該項目の重要度, 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号：0004

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等, 必要な情報
民事法律扶助契約弁護士・司法書士数	前年度以上	25,873人	27,073人				
被害者参加弁護士契約弁護士数	前年度以上	3,700人	4,122人				
国選弁護士契約弁護士数	前年度以上	24,055人	25,218人				
国選付添人契約弁護士数	前年度以上	9,637人	12,512人				

3. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 業務実績, 年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	<p>第2・1(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保</p> <p>総合法律支援の中核を担う支援センターの体制整備のため, 民事法律扶助事件の受け手となる弁護士・司法書士が少ない地域, 国選事件の受け手となる弁護士が少ない地域を含め, 民事法律扶助事件の受任者の確保態勢, 捜査・公判を通じ一貫した弁護人確保態勢等の全国的に均質な確保を図るべく, 一般契約弁護士・司法書士の幅広い確保に努める。</p>
中期計画	<p>I・2(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保</p> <p>民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士並びに国選弁護, 国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士の業務態勢を全国的に均質なものとするため, 弁護士会, 司法書士会と連携し, 必要に応じて説明会や協議会を実施するなどして各制度に対する理解を深めつつ, 一般契約弁護士・司法書士の人数を前年度以上にする。</p>
年度計画	<p>I・2(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保</p> <p>民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士並びに国選弁護, 国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士の業務態勢を全国的に均質なものとするため, 弁護士会, 司法書士会と連携し, 必要に応じて説明会や協議会を実施するとともに, 説明資料を配布するなどして各制度に対する理解を深めつつ, 一般契約弁護士・司法書士の人数を前年度以上にする。</p>

主な評価指標		一般契約弁護士・司法書士の確保に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター 評価委員会による評価	
業務実績		自己評価			
業務実績報告書掲載頁：24		評定	B	評定	B
1 扶助契約弁護士及び扶助契約司法書士の確保		評定に至った理由		評定に至った理由	
<p><本部の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年2月に講習会「民事法律扶助ってなァに～活用のノウハウ～」を日本弁護士連合会と共催、同講習会へ講師を派遣して民事法律扶助業務及び震災法律援助業務の周知及びそれらの利用促進に努めた。 <p><地方事務所の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 47地方事務所において弁護士会、司法書士会と連携しつつ説明会や協議会の実施や説明資料の配布を行う等一般契約弁護士・司法書士の確保及び制度に対する理解を深めるための取組を展開 <p>→ 平成26年度末における扶助契約弁護士数20,176名（平成25年度末から1,017名増） 扶助契約司法書士数は6,897名（同183名増）</p>		<p>弁護士会、司法書士会と連携し、必要に応じて説明会や協議会を実施するとともに、説明資料を配布するなどして各制度に対する理解を深めつつ、扶助契約弁護士・司法書士の人数を前年度以上とした。</p> <p>新規登録者研修の際に解説書を配布することが定着するなど、地道な取組を継続し、支援センターの行う国選弁護業務への理解を得る取組を続け、契約弁護士の数は前年度以上となった。</p> <p>被害者参加人のための国選弁護制度の運用を適切に進めるため、本部では日本弁護士連合会との協議において、運用状況の説明及び契約弁護士確保の要請を行った。地方事務所では各都道府県の弁護士会との協議、説明会の開催等を通じて全国的な担い手の確保に努めた。こうした取組により、契約弁護士は着実に増加した。</p>		<p>全国の事務所において、各地の弁護士会及び司法書士会等と連携し、説明会や協議会等を通じて民事法律扶助や国選弁護等の支援センターの各業務の周知に取り組んでいると認められる。</p> <p>その結果、扶助契約弁護士及び扶助契約司法書士、国選弁護人契約弁護士、国選付添人契約弁護士並びに被害者参加弁護士契約弁護士のいずれについても、前年度を相当数上回る人数を確保できており、所期の目標が達成されている。</p>	
2 国選弁護人契約弁護士及び国選付添人契約弁護士の確保					
<ul style="list-style-type: none"> 各地方事務所において、弁護士会主催又は支援センター主催（弁護士会との共催を含む。）の説明会を開催 前記説明会に併せて研修を実施、独自の広報用資料を配布するなどして、国選弁護関連業務及び国選付添関連業務の内容、並びに支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について説明を実施 各地方事務所において、弁護士会の協力を得て、全国の一般契約弁護士になろうとする弁護士に対して「国選弁護業務の解説」及び「国選付添業務の解説」を配布 <p>→ 国選弁護人契約弁護士の契約数：平成26年4月1日時点 24,055名 平成27年4月1日時点 25,218名 （全国の弁護士の69.2%に相当）</p> <p>国選付添人契約弁護士の契約数：平成26年4月1日時点 9,637名 平成27年4月1日時点 12,512名</p>					
3 被害者参加弁護士契約弁護士の確保					
<p><本部></p> <p>日本弁護士連合会との協議の場で被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況を説明するとともに、被害者参加弁護士契約締結に向けての協力要請等を行った。</p> <p><地方事務所></p> <p>50地方事務所のうち45地方事務所において、以下の方法により、被害者国選弁護関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について説明会等を行った。また、説明会等の開催に至らなかった事務所においても、弁護士会内の犯罪被害者委員会等との情報共有、意見交換に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 弁護士会主催の説明会・研修会等への参加 地方事務所主催の説明会の開催 地方事務所・弁護士会共催による説明会・意見交換会の開催 <p>→ 被害者参加弁護士契約弁護士：平成27年4月1日現在4,122名 （平成26年4月1日時点の3,700名と比較して422名増加） うち女性弁護士数 881名 （平成26年4月1日時点の790名と比較して91名増加）</p>					

--	--	--

4. その他参考情報

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅰ. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-7	ガバナンスの強化		
当該項目の重要度, 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等, 必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 業務実績, 年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	<p>第2・3(1) ガバナンスの強化</p> <p>支援センターは, その業務が国民等の権利・利益に直接関わる極めて公共性・公益性の高いものであることに鑑み, 本部においては, 迅速かつ適切な意思決定を行うための体制の充実・強化に努め, 地方事務所等においては, 利用者全国的に均質な法的サービスを提供すべく, 本部が決定した業務に関する方針を迅速かつ的確に実施できるよう態勢の構築に努める。</p> <p>常勤弁護士は, 個別の法律事務について独立してその職務を行うことはもちろんであるが, 支援センターの業務の性質に鑑み, 本部が決定した業務に関する方針については意欲的に取り組み, 国民等の期待に応えるよう努める。</p>
中期計画	<p>I・3(1) ガバナンスの強化</p> <p>本部においては, 支援センターの業務が国民等の権利・利益に直結し, 停滞の許されない公共性を有することに鑑み, 業務運営方針を迅速かつ適切に決定できる体制の充実・強化に努める。</p> <p>地方事務所においては, 全国的に均質なサービスを提供すべく, 本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施できる体制の構築に努める。</p> <p>常勤弁護士は, 個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが, 支援センターの業務が公共性を有していることに鑑み, 支援センターの業務運営方針を理解して意欲的に取り組み, 国民等の期待に応えるよう努める。</p>
年度計画	<p>I・3(1) ガバナンスの強化</p> <p>ア 本部においては, 支援センターの業務が国民等の権利・利益に直結し, 停滞の許されない公共性を有することに鑑み, 理事長の指示が支援センターの業務運営に的確に反映されるよう, 次のとおり組織運営を行う。</p> <p>(7) 執行部会を定期的に開催し, 決定事項については, 速やかに組織内に伝達する。</p> <p>(イ) 本部方針を地方事務所に適切に周知するとともに, 支援センターの抱える課題等を協議するため, 全国地方事務所長会議, 全国地方事務所事務局長会議, ブロック別協議会等を開催する。</p> <p>(ウ) 地方事務所においても, 随時, 執行部会議を開催することにより, 本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>イ 常勤弁護士は, 個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが, 支援センターの業務が公共性を有していることに鑑み, 支援センターの業務運営方針を理解した上, その実現のために意欲的に業務に取り組み, 国民等の期待に応えるよう努める。</p>

主な評価指標		ガバナンスの強化に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター 評価委員会による評価	
業務実績		自己評価			
業務実績報告書掲載頁：26		評価	B	評価	B
1 本部における組織運営等		評価に至った理由		評価に至った理由	
<p>(1) 執行部会の開催状況</p> <p>理事長の招集により執行部会を毎月2回以上（合計25回）開催し、決定事項等を議事要旨にとりまとめ、本部役職員及び地方事務所職員へ伝達</p> <p>(2) 全国地方事務所長会議等の開催状況</p> <p>ア 全国地方事務所長会議及び全国地方事務所事務局長会議を各1回開催</p> <p>イ ブロック別協議会を各1回（計8回）開催</p> <p>ウ 地方事務所においても執行部会議を開催</p> <p>2 常勤弁護士の業務におけるガバナンス強化の取組</p> <p>公共性を有する支援センターの業務の性質や業務運営方針についての常勤弁護士の理解を深めた。</p> <p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤弁護士が地方事務所の執行部会へ出席 ・ 地方事務所の執行部と常勤弁護士との意見交換会、勉強会等を実施 ・ 本部主催研修において中期計画等に関する講義を実施 		<p>理事長の招集により支援センター本部での執行部会を複数回開催し、会議後速やかに決定事項等を全職員に伝達するとともに、指摘事項については課題解決に至るまで継続的に報告を行った。</p> <p>また、全国地方事務所長会議等の本部開催会議においては、出席者とのかつ達な意見交換を通じて、地方事務所ごとの実績や支援センターが抱える課題について協議し、本部と地方事務所との問題意識の共有を図った。さらに、地方事務所においても執行部会議を随時開催し、業務運営方針に基づいた迅速かつ的確な業務運営を実施した。</p> <p>支援センターの役割及び業務運営方針についての常勤弁護士の理解を深め、常勤弁護士がそれらの実現のために意欲的に業務に取り組み、国民等の期待に応えるよう努めた。</p>		<p>本部の執行部会において組織の意思決定を行い、その決定事項等を職員に周知する体制を整えるとともに、本部主催の全国地方事務所長会議等の複数の会議を開催し、支援センターの課題等の認識の共有及び協議を継続して行っており、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施できる体制の構築が進んでいる。</p> <p>常勤弁護士については、地方事務所の執行部会へ出席させるほか、地方事務所の執行部と常勤弁護士との間で意見交換の機会を設けるなどの方策により、一方で、センターの側で常勤弁護士の業務の状況を把握し、他方で、常勤弁護士に支援センターの業務運営方針を理解させ、その理解の下で業務に取り組むよう体制整備に努めている。</p> <p>なお、常勤弁護士は経験の浅い弁護士が多い傾向があることに鑑み、執行部会への出席、意見交換会等の実施のほかにも、種々の方策を工夫し、ガバナンス強化の実を挙げることを期待する。</p>	
4. その他参考情報					

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅰ. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-8	監査の充実・強化		
当該項目の重要度, 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等, 必要な情報
監事監査実施地方事務所数	-	-	6 地方事務所 (各1回)				(参考指標)
内部監査実施事務所数	-	-	51事務所 (各1回)				(参考指標)
情報セキュリティ監査実施地方事務所数	-	-	6 地方事務所 (各1回)				(参考指標)
会計監査人との情報共有の回数	-	-	2回				(参考指標)

3. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 業務実績, 年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	<p>第2・3(2) 監査の充実・強化 国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため, 支援センターの業務及び会計について, 監事及び会計監査人による厳正な監査を実施するとともに, 業務執行部門から独立した内部監査体制に基づく厳正な内部監査を充実させる。</p>
中期計画	<p>I・3(2) 監査の充実・強化 国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため, 業務執行部門から独立した内部監査態勢の整備・強化を図るなどして, 監査の充実・強化を図るとともに, 監事監査, 会計監査人による監査及び内部監査との連携を図る。</p>

年度計画	<p>I・3(2) 監査の充実・強化</p> <p>監事監査は本部ほか6 地方事務所で、内部監査は本部ほか50 地方事務所・地域事務所等で、情報セキュリティ監査は6 地方事務所で、それぞれ実施するが、内部監査については、支援センターの任務を有効かつ効率的に果たすため、リスク評価に基づき、改善のための方策を提示する手法により実施する。</p> <p>内部統制の構築及び運用状況につき、会計監査人監査の指摘を踏まえ、これを監事監査及び内部監査の際に点検するとともに、情報共有の場を2回以上設けるなど、会計監査人監査との連携強化を図ることにより、監査全体を効率的、効果的に実施する。</p>
------	---

主な評価指標	監査の充実・強化に向けた取組状況		
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター 評価委員会による評価
業務実績	自己評価		
業務実績報告書掲載頁：27	評価	B	評価 B
1 監査の実施	評価に至った理由		評価に至った理由
(1) 監事監査 本部及び6地方事務所において実施し、その結果は理事長に報告するとともに被監査事務所へ通知した。	監事監査については、6地方事務所において実施され、監事と理事長の意思疎通を図りながら監査結果等が報告されている。内部監査については、監査室員が全監査において監査員となってリスクアプローチ的手法により51事務所の監査を実施した。その結果を速やかに理事長へ報告するとともに、半期ごとに中間報告としてとりまとめた。本部においては所管課室において被監査事務所の指摘事項等対応状況を確認して業務改善に役立てられている。		いずれの監査についても、年間計画どおりに実施されているほか、内部監査については、リスクアプローチ的手法により監査を行った上、被監査事務所へ指摘事項を通知し、さらに、被監査事務所における指摘事項の改善状況を本部所管課室が確認するという方法により行われており、適切である。
(2) 内部監査 本部及び地方事務所・地域事務所等（コールセンターを含む。）51事務所において実施した。リスク存否の観点から重点監査項目を設定して事前の予備調査を行い（リスクアプローチ的手法）、各項目が適切になされているかを監査した。その結果は理事長へ報告した。また、被監査事務所へ指摘事項を通知し、被監査事務所における改善状況を本部所管課室において確認した。			
(3) 情報セキュリティ監査 6地方事務所において実施し、被監査事務所に対して必要な改善指導等を行った。その結果は支援センター情報セキュリティ最高責任者である本部事務局長へ報告した。	情報セキュリティ監査は6地方事務所において情報セキュリティ対策基準等の順守状況を確認し必要な改善指導等を行った。監査全体を効率的、効果的に実施するために会計監査人との情報共有の場を2回設けて会計監査人監査との連携強化を図った。		また、監事及び監査室において、複数回にわたり会計監査人との情報共有を行い、会計監査人監査との連携強化を図り、監査全体を効率的、効果的に実施している。さらに、情報セキュリティについても、一定水準に達する監査が行われていると認められる。
2 効率的・効果的な監査 ・ 内部統制の構築及び運用状況については、会計監査人監査の指摘事項を踏まえ、これを監事監査及び内部監査の際に点検 ・ 監事及び監査室は会計監査人との情報共有の場を2回設けて会計監査人監査との連携強化を図り、監査全体を効率的、効果的に実施			

4. その他参考情報

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅰ．総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-9	コンプライアンスの強化		
当該項目の重要度, 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等, 必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 業務実績, 年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	<p>第2・3(3) コンプライアンスの強化 支援センターが業務を行うに当たって法令や諸規程が遵守される体制を確立・強化するとともに, 不祥事や過誤の発生を防止するための具体的措置を検討・実施する。</p>
中期計画	<p>I・3(3) コンプライアンスの強化 上記(2)(※)の監査結果等を踏まえ, 規程の整備・運用等の内部統制を強化するために必要な措置について検討・実施するとともに, 職員に対してコンプライアンス・マニュアルを用いた研修を実施するなどして, 法令・規程等の周知を徹底し, コンプライアンスの一層の推進を図る。</p> <p>※監事監査, 会計監査人による監査及び内部監査</p>
年度計画	<p>I・3(3) コンプライアンスの強化 各種監査結果やこれまでのコンプライアンス推進の取組等を踏まえ, 規程の整備・運用等の内部統制を更に強化するための必要な措置について検討・実施し, 職員に対してコンプライアンス・マニュアルを用いた研修を実施するなどして, 法令・規程等の周知を徹底し, コンプライアンスの一層の推進を図る。</p>

主な評価指標		コンプライアンスの強化に向けた取組状況	
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター 評価委員会による評価
業務実績		自己評価	
業務実績報告書掲載頁：28		評価	B
1 内部統制強化のための取組		評価に至った理由	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ガバナンス推進委員会において各種監査結果やこれまでのコンプライアンス推進の取組を分析し、内部監査における重点対応項目を設定 ・ 内部統制強化のための検討会を開催 ・ 業務方法書の変更（平成27年3月19日認可） 		<p>支援センターの内部統制強化のための検討会を開催し、業務方法書を変更した（平成27年3月19日認可）。</p> <p>ガバナンス推進委員会において、地方事務所及び法律事務所等の業務・組織の概況調査及び点検を行い「平成26年度業務・組織点検報告」をまとめた。</p> <p>また、設定した重点対応項目に沿って、項目1-8のとおり内部監査を実施し、それぞれの事務所において明らかになった課題について、対応方針を定めた。</p> <p>さらに、コンプライアンス強化月間中に標語募集、ガバナンスレポート号外を発刊するなどして職員のコンプライアンスに対する意識を高めた。</p> <p>チェックシートによる理解度テストはこれまでのコンプライアンスマニュアルに対する理解度を一層促進させた。</p> <p>その他、集合研修にコンプライアンスに関する講義の時間を設けて意識の向上を図った。</p>	
<p>2 職員に対するコンプライアンスの推進</p> <p>(1) コンプライアンスマニュアルを用いた事例検討会の実施（全職員対象）</p> <p>(2) ガバナンスレポートの発刊（7回）</p> <p>(3) コンプライアンスの周知・意識向上の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス強化月間の設定 ・ コンプライアンスに関する標語の募集（全職員対象） <p>(4) コンプライアンスマニュアルの理解度チェックシートの実施（全職員対象）</p> <p>→ 結果を報告させてコンプライアンスの重要性の理解を促進</p> <p>(5) 職員階層別研修（集合研修）にコンプライアンスに関する講義の時間を設定</p> <p><設定した研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規採用者研修 ・ ブラッシュアップ研修 ・ 3級昇格者研修 ・ マネジメント基礎研修 			
4. その他参考情報			

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅰ. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-10	情報セキュリティ対策		
当該項目の重要度, 難易度	重要度「高」: 支援センターが取り扱う個人情報, 法的紛争に関する極めて機密性が高い情報が多いところ, 公的サイトへのサイバー攻撃事案が多発している昨今の状況にも鑑み, 情報セキュリティ対策の必要性が特に強く求められることから重要度「高」とした。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等, 必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 業務実績, 年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	第2・3(4) 情報セキュリティ対策 政府のIT総合戦略本部及び情報セキュリティ政策会議の方針に準じたセキュリティ対策を推進する。
中期計画	I・3(4) 情報セキュリティ対策 支援センターの業務の特性及びこれまでの情報セキュリティ対策の実施状況に応じて, 政府のIT総合戦略本部及び情報セキュリティ政策会議の方針に準じたセキュリティ対策を講じる。
年度計画	I・3(4) 情報セキュリティ対策 情報セキュリティ関連規程の改定に向けた検討を進めるとともに, 職員研修等を通じて情報セキュリティに関する職員の意識向上を図るなどの情報セキュリティ対策を実施する。

主な評価指標		情報セキュリティ対策に向けた取組状況	
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター 評価委員会による評価
業務実績		自己評価	
業務実績報告書掲載頁：29		評定	B
1 情報セキュリティ関連規程の改定に向けた検討		評定に至った理由	
<p>政府のIT総合戦略本部及び情報セキュリティ政策会議の方針に準じたセキュリティ対策について検討を行った結果、平成26年6月1日付けで情報セキュリティ対策基準及び情報取扱要領の改定を行った。</p> <p>具体的には、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成24年度版）に基づいて検討を行い、近年新たにセキュリティ上の脅威として問題となっているなりすましメール対策、標的型攻撃対策及びサイバー攻撃への迅速・的確な対処についての措置等、支援センターにとって重要な点を盛り込む改定を行った。</p>		<p>当初の計画どおりに政府のIT総合戦略本部及び情報セキュリティ政策会議の方針に準じたセキュリティ対策について検討を行っただけでなく、新たな情報セキュリティ上の脅威に備えるべく、情報セキュリティ対策基準及び情報取扱要領の改定を行い、情報システム上必要な対応等も完了した。今後も情報セキュリティ対策について不断の検討を行い、必要に応じて対応を行う予定である。</p> <p>職員研修については、地方事務所の新任事務局長を主な対象として実施されていたマネジメント基礎研修に平成26年度から新規に情報セキュリティ対策についての講義を追加し、さらに前年度よりも職員研修を1回増やすことにより情報セキュリティに関する意識向上策の充実を図った。</p>	
2 情報セキュリティに関する研修の実施		評定に至った理由	
<p>職員の意識向上のための各種研修を実施（合計7回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修（2回） ・ブラッシュアップ研修（2回） ・マネジメント基礎研修（1回） ・総務部門担当者研修（1回） ・常勤弁護士新任業務研修（1回） 		<p>政府の方針に準じたセキュリティ対策について検討し、情報セキュリティ基準等の改訂を行い、情報セキュリティに関する体制面での改善がなされ、職務経験年数に対応する形で各職員に対する情報セキュリティに関する研修も実施されており、所期の目標を達成したものと評価できる。</p> <p>なお、問題の重要性及び情報流出等の問題が深刻化している近時の状況に鑑みれば、情報セキュリティに関する研修等の取組は、全職員に対して確実に実施されるべきであり、その実施状況を本部において正確に把握することが必要と考えられ、今後は、この点にも留意した対策をとるよう期待したい。</p>	

4. その他参考情報

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅰ. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-11	効果的な連携方策の策定		
当該項目の重要度, 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等, 必要な情報
地方協議会開催回数	—	—	99回				(参考指標)
複数回の地方協議会を 開催した地方事務所数	28地方事務所以上	28地方事務所	29地方事務所				
関係機関等との意見交 換会等開催回数	前年度以上	2,387回	2,753回				

3. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 業務実績, 年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	<p>第2・4(1) 効果的な連携方策の策定</p> <p>支援センター本部又は地方事務所は, 支援センターの運営の参考とするための関係機関連絡協議会, 地方協議会等の会議等を開催する。これら会議の構成については, 支援センターの業務内容を踏まえ, 公正性・中立性かつ多様性を確保する。</p> <p>会議形態を採るもののほか, 各業務を実施するに当たり, 窓口対応専門職員の活用を図るなどして, 利用者に対する充実したサービスの提供を図るために最適な方法での関係機関等との連携の維持・強化を図る。</p>
中期計画	<p>I・4(1) 効果的な連携方策の策定</p> <p>本部及び地方事務所は, 関係機関・団体との連携を強化すべく関係機関連絡協議会, 地方協議会等の会議を開催するに当たっては, 支援センターの業務運営の公正性・中立性かつ多様性の確保の観点から, その人選を行う。</p> <p>地方事務所で開催する地方協議会等については, 毎年度, 年度計画において当該年度に複数回の地方協議会等を開催する地方事務所の数を定め, 実施する。また, その開催に当たっては, 議題, 開催時期・場所, 開催回数等を工夫するとともに, 参加者に対して支援センターの業務内容を分かりやすく伝達するほか, 参加者に対するアンケート調査を実施するなどして意見を聴取する。さらに, 会議の形態を採るもののほか, 窓口対応専門職員や常勤弁護士を活用するなどして, 関係機関・団体との意見交換や研修等を行う。高齢者・障がい者等に対する法的支援に適切な対応ができるよう, 地方公共団体, 福祉機関・団体や弁護士会, 司法書士会等とより密接な連携を図る。</p>

年度計画	<p>I・4(1) 効果的な連携方策の策定</p> <p>ア 地方協議会の開催等</p> <p>(ア) 本部及び地方事務所は、関係機関・団体との連携を強化すべく関係機関連絡協議会、地方協議会等の会議を開催するに当たっては、支援センターの業務運営の公正性・中立性かつ多様性の確保の観点から、その人選を行う。</p> <p>(イ) 平成26年度においては、28 地方事務所以上において、複数回の地方協議会等を開催するものとする。</p> <p>(ウ) 地方協議会等の開催に当たっては、議題、開催時期・場所、開催回数等を工夫するとともに、参加者に対して支援センターの業務に関する具体的情報を周知するほか、参加者に対するアンケート調査等を実施するなどして意見を聴取する。</p> <p>また、各地方事務所の取組状況のうち、参考となる事例を全国に普及させる。</p> <p>イ 関係機関等との連携強化</p> <p>(ア) 利用者に対する充実したサービスの提供を図るとともに、高齢者・障がい者等に対する法的支援に適切な対応ができるよう、地方公共団体、福祉機関・団体や弁護士会、司法書士会等の関係機関・団体等との意見交換や研修等を行い、連携の維持・強化を図る。</p> <p>(イ) 窓口対応専門職員や常勤弁護士を活用した関係機関等との意見交換や研修等については、司法ソーシャルワークに関する検討状況を踏まえ、席数と業務量との比較やそれぞれに求められる役割等を勘案しながらそのような意見交換や研修等の実現に向けた方策を検討する。</p> <p>(ウ) 本部において法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等連絡会議等を年1回開催し、中央レベルでの連携・協力関係の維持・充実に努める。</p> <p>本部において関係機関連絡協議会を開催し、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会に対して定期的に支援センターの活動実績を報告するとともに、今後の活動方針について協議し、支援センターの運営の参考とする。</p> <p>(エ) 地方公共団体その他関係機関・団体に対する業務説明や意見交換会等の回数を前年度に比して増加させるとともに、地方公共団体その他関係機関・団体が主催する各種会議に参加し、支援センターの関与の度合いを高める。</p>
------	--

主な評価指標	効果的な連携方策の策定に向けた取組状況		
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター 評価委員会による評価
業務実績	自己評価		
業務実績報告書掲載頁：30	評価	B	評価
1 地方協議会の開催等	評価に至った理由		評価に至った理由
(1) 各地方事務所において地方協議会を開催するに当たり、議題や開催方法等に応じた関係機関・団体を検討した上での出席依頼を実施した。	地方事務所の実情に即した関係機関等に 参加依頼を行って地方協議会を開催した結 果、利用者その他の関係者から利用者の立 場に立った業務遂行に関する実践的な意見 を得ることができ、かつ、関係機関・団体 との連携協力関係を新たに構築又は引き続 き確保した。地方協議会の開催回数は50地 方事務所において合計99回開催し、うち29 地方事務所において複数回の地方協議会を 開催し、高齢者・障がい者等に対する法的 支援の適切な対応ができるよう、地方公共 団体や福祉機関・団体等との意見交換等を 複数開催し、地方公共団体その他関係機 関・団体に対する業務説明、意見交換等を 多数実施し、関係機関等の連携強化に努め た。		地方協議会については、達成目標を上回 る29地方事務所において複数回開催し、合 計すると前年を上回る多数回にわたり開催 しており、積極的な取組として評価でき る。 また、前年度に引き続き、地方協議会を 開催するに当たっては、その議題や開催方 法に即した関係機関・団体に対して出席依 頼を行う取組を継続しており、利用者の立 場に立った業務遂行及び関係機関・団体と の連携・協力関係の確保の機会として、地 方協議会を活用できている。 そして、これら関係機関等に対し、アン ケート調査を実施するなどして、その意見 を業務に反映した上、全国地方事務所所長 会議等で情報共有し、全国への普及に取り 組んでいる点についても評価できる。 今後も、地方協議会等の機会を利用し て、特に連携の必要性が高い高齢者・障害 者等に対する支援を中心として、関係機関 等との連携に努めるとともに、協議内容等 を支援センターの業務の改善に役立てるこ とを期待する。
(2) 地方協議会開催状況 全国の50地方事務所等で合計99回開催（平成25年度：95回）し、うち29地方事務所において複数回の地方協議会を開催した。			
(3) アンケートの実施・先進事例の紹介 関係機関・団体に対し、支援センターに関するアンケート調査を実施し、地方協議会の 際に、前記アンケート調査で寄せられた意見等について詳細を聴取するとともに、その意 見等を業務に反映した。全国地方事務所長会議等において、地方協議会で出された意見等 に基づく具体的改善例等を報告した。	各地方事務所が適宜工夫をしながら地方 協議会を開催するなどし、関係機関等から 多様な意見を徴しながら当該地域の実情に 応じた業務運営を行っており、その取組状 況についても本部開催会議等において意見 交換等を行い、先進事例や参考事例を全国 地方事務所に周知した。 本部、地方いづれにおいても会議や打合 せ等を通じて、関係機関等との間で、支援 センターの業務についての共通認識を得る ことができ、連携の維持・強化が図られ た。 高齢者・障がい者に対する法的支援の適 切な対応ができるように、各地の地方事務 所において高齢者・障がい者支援を担う福 祉機関・団体を個別に訪問し意見交換会等 の取組を実施しているところ、本部におい て把握した範囲では、地域包括支援セン ター、福祉事務所、社会福祉協議会の3機 関を対象とした取組は計429件にわたって実 施されていた。		さらに、多くの地域協議会でテーマとし て高齢者・障がい者等に対する支援を取り 上げたほか、地域包括支援センター等との 意見交換を多数回にわたって行い、かかる 支援に適切な対応ができるよう取り組んで いる。加えて、地方公共団体等に対する業 務説明、意見交換等を目標を超える2,753 回にわたり実施するなど、精力的に関係機 関との連携の維持・強化も図られている。 また、法務省主催の総合法律支援関係省 庁等連絡会議への参加、本部における関係 機関連絡協議会の開催を通じ、関係機関と の連携も図っていると認められ、所期の目 標を達成している。
2 関係機関等との連携強化			
(1) 全国で開催された地方協議会のうち41地方事務所52回については、高齢者・障がい者等 に対する法的支援をテーマとした。そのほか、各地の地方事務所において、地域包括支援 センター、福祉事務所、社会福祉協議会等の高齢者・障がい者支援を担う福祉機関・団体 を個別に訪問して意見交換を実施するなどした。特に、地域包括支援センター、福祉事務 所、社会福祉協議会の3機関を対象とした取組は計429件にわたって実施した。 【開催例】 ・東京地方事務所：新宿区と連携し、常勤弁護士が地域包括センターを定期的に巡回 ・福岡地方事務所：福祉事務所と連携の上、法的問題を抱えた生活保護受給者の相談 受付、契約弁護士の巡回相談実施 ・静岡地方事務所：静岡県共催のメンタルヘルスに配慮した法律相談会実施（精神保 健福祉士または産業カウンセラー同席）			
(2) 窓口対応専門職員が有する経験をいかすために、関係機関との意見交換会に参加するこ とを検討し、地方事務所の実情に即してこれを実施した。 また、司法ソーシャルワークの事業計画において、常勤弁護士による関係機関等との連 携への積極的な関与を盛り込んだ。			
(3) 本部における連携に関する取組状況 法務省が主催する総合法律支援関係省庁等連絡会議に参加した。（平成26年10月、23府 省庁等が参加） 本部において関係機関連絡協議会を開催し、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会及び 日本司法書士会連合会に対して支援センターの活動実績を報告し、今後の活動方針を協議し た。（3回開催）			
(4) 地方公共団体その他関係機関・団体に対する業務説明、意見交換等を2,753回実施した （平成25年度2,387回）。地方公共団体その他関係機関・団体が主催する会議等に参加し、 具体的事案が発生した場合に支援センターを紹介してもらえるよう取り組んだ。			

4. その他参考情報

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅰ. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-12	連携強化のための体制構築		
当該項目の重要度, 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等, 必要な情報
他機関からの地方事務所執行部への起用(人数)	—	—	1人				(参考指標)

3. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 業務実績, 年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	<p>第2・4(1) 連携強化のための体制構築 支援センターの業務運営に当たっては, 自治体又は福祉機関・団体等の関係機関との間の極めて密接な連携が必要とされることに鑑み, その実施を担う地方事務所の執行部に地方自治・福祉の知識・経験を有する者を起用し, そのような知識・経験を有する者を職員として採用ないし育成するなど, 連携強化のための多様性のある体制の構築を行う。</p>
中期計画	<p>I・4(2) 連携強化のための体制構築 支援センターの業務運営に当たっては, 関係機関との密接な連携が必要となることに鑑み, その実施を担う地方事務所の執行部への地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者の起用や, そのような知識・経験を有する者の活用を図る観点からの職員の配置など, 関係機関との連携強化に資する多様性のある体制の確保を図る。</p>
年度計画	<p>I・4(2) 連携強化のための体制構築 支援センターの業務運営に当たっては, 関係機関・団体との密接な連携が必要となることに鑑み, その実施を担う地方事務所の執行部への地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者の起用や, そのような知識・経験を有する者の活用を図る観点からの職員の配置など, 関係機関との連携強化に資する多様性のある体制の確保を図る。</p>

主な評価指標	連携強化のための体制構築に向けた取組状況		
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター 評価委員会による評価
業務実績	自己評価		
業務実績報告書掲載頁：32	評定	B	評定 B
1 地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者の地方事務所執行部への起用 (1) 函館地方事務所（1名：市役所職員） (2) 次年度当初の起用にに向けた調整：3地方事務所 2 地方自治体との連携 ・明石市役所内に法テラスの窓口を設置（明石市の要請によるパイロット事業）	評定に至った理由		評定に至った理由
	地方事務所の執行部に地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者を起用し、多様性のある体制を構築することが関係機関との連携に資するとの観点から、全国地方事務所長会議等様々な場面を通じてその必要性に対する意識共有を図るとともに、地方事務所においても業務運営の管理に関する重要事項の協議決定を担う執行部の役割を損なうことなく、多様性のある執行部の体制を構築するべく十分な協議を行い、関係機関等に幅広く理解を求めた。		関係機関・団体との連携体制構築のため、地方自治体・福祉関係等の知識・経験を有する人材の地方事務所執行部への起用を検討し、函館地方事務所において、市役所職員であった者を副所長として起用するなど、多様性のある執行部体制の構築を進めていると評価できる。また、明石市役所内に専用窓口を設置するなど、地方自治体との連携強化にも努めていると言える。

4. その他参考情報

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅰ. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-13	報酬・費用の立替・算定基準		
当該項目の重要度, 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等, 必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 業務実績, 年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	<p>第2・5 報酬・費用の立替・算定基準 民事法律扶助業務, 国選弁護等関連業務の報酬・費用については, その立替・算定基準について多角的な視点から検討を行い, その結果の適切な反映を図る。</p>
中期計画	<p>I・5 報酬・費用の立替・算定基準 民事法律扶助業務, 国選弁護等関連業務の報酬・費用については, 国費支出をより適正なものとする事, 事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から, 立替・算定基準について検討を行い, その結果の適切な反映を図る。</p>
年度計画	<p>I・5 報酬・費用の立替・算定基準 民事法律扶助業務, 国選弁護等関連業務の報酬・費用については, 国費支出をより適正なものとする事, 事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から, 立替・算定基準について検討を行うための準備を行う。</p>

主な評価指標	報酬・費用の立替・算定基準検討結果の適切な反映に向けた取組状況		
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター 評価委員会による評価
業務実績	自己評価		
業務実績報告書掲載頁：32	評定	B	評定 B
1 立替基準についての検討準備 「民事法律扶助審査基準・運用検討プロジェクトチーム」（平成26年度5回開催）において立替基準に関する検討を継続 → 多くの論点に関して協議を重ねた。	評定に至った理由		評定に至った理由
2 算定基準についての検討準備 最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会との間で被疑者国選弁護制度の報酬算定のあり方について協議（11回開催） → 被疑者国選弁護制度の報酬に関する主要な部分については、多角的な視点を踏まえた算定基準の改定の検討を行うための準備が整った。	「民事法律扶助審査基準・運用検討プロジェクトチーム」による検討を継続する等、現行基準の下での運用の適正化・平準化の取組が進められており、民事法律扶助業務の報酬・費用について、多角的な視点から立替基準の検討を行うための準備を進めた。 また、関係機関と集中的に協議を行い、算定基準の重要な部分を占める被疑者国選弁護制度の算定基準について、多角的な視点から算定基準の検討を行うための十分な準備を行った。		民事法律扶助業務の立替基準については、プロジェクトチームによる検討を重ね、運用の適正化・平準化のための準備が着実に進められており、また、国選弁護等関連業務については、最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会との間で、被疑者国選弁護の報酬算定基準について協議を行い、多角的な視点で立替基準の検討又は算定基準改定の検討を行う準備が進められており、年度計画である検討準備は達成されたとと言える。

4. その他参考情報

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅰ. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-14	自然災害等に関するリスクへの対応の構築		
当該項目の重要度, 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等, 必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 業務実績, 年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	<p>第2・6 自然災害等に関するリスクへの対応の構築 支援センターは, その業務が国民等の権利・利益に直接関わる極めて公共性の高いものであること等に鑑み, 自然災害等が発生した場合においても業務の継続が可能な態勢の構築を図る。</p>
中期計画	<p>I・6 自然災害等に関するリスクへの対応の構築 東日本大震災の発生等を踏まえ, 自然災害等に関するリスクに対応するため, 支援センターの業務の継続計画を策定・公表する。 また, その実効性を担保するため, 地方事務所等の安全性が確保されるよう努めるとともに, 業務継続に必要なバックアップシステムの構築等を行う。</p>
年度計画	<p>I・6 自然災害等に関するリスクへの対応の構築 自然災害等に関するリスクに対応するため, 支援センターの業務継続計画策定に必要な情報収集などの準備・検討を行う。 特に業務継続計画の一部となる, 情報システム運用継続計画 (IT-BCP) を策定するとともに, 自然災害等が発生した場合であっても継続して安定稼働できる能力を有する情報システムの構築に向けた情報収集などの準備・検討を行う。</p>

主な評価指標	自然災害等に関するリスクへの対応の構築に向けた取組状況		
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター 評価委員会による評価
業務実績	自己評価		
業務実績報告書掲載頁：33	評定	B	評定 B
1 業務継続計画の策定の準備・検討	評定に至った理由		評定に至った理由
(1) 業務継続計画骨子の作成 以下の取組を行った上で、自然災害に関するリスク災害発生時における業務継続計画の骨子を作成した。 ・ リスク災害発生時に継続すべき優先業務の整理 ・ 関係機関の業務継続計画等の収集・分析 ・ 支援センターにおける現状のリスク災害への対応状況の把握	業務継続計画策定に必要な情報収集及び分析を行い、業務継続計画骨子を作成するなど、業務継続計画策定に向けた取組を進展させるとともに、当初の計画どおりに情報システム運用継続計画（IT-BCP）の策定等を行うことができた。		リスク災害発生時に継続すべき優先業務の整理、関係機関の業務継続計画等の情報収集を行った上、業務継続計画骨子を作成し、情報システム運用継続計画についても策定を終え、災害発生時の復旧手順に関する情報収集・検討も実施できているものと認められ、所期の目標を達成したものと評価できる。
(2) 情報システム運用継続計画（IT-BCP）を策定			
(3) リスク災害発生時の復旧手順に関する情報収集及び検討を実施			

4. その他参考情報

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-15	一般管理費及び事業費の効率化		
当該項目の重要度、難易度	重要度「高」：支援センターの収入の大半は国費に依存していることから、その業務運営に当たっては、業務の質の向上だけでなく、業務の効率化も求められる（綜合法律支援法上も、中期目標・中期計画への必要的記載事項の一つとされている。）。そして、本項目は、効率化に関する項目の中でも、特に客観的かつ定量的なものであり、業務の効率化の集大成とも言える項目であると解されることから、重要度を「高」とした。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費(千円)	前年度比3%削減	2,295,085	1,880,695				人件費、公租公課は対象外。
事業費(千円)	前年度比1%削減	918,913	792,921				立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費は対象外。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	<p>第3・1(2) 一般管理費及び事業費の効率化</p> <p>役職員の報酬、給与について、引き続き、国家公務員の給与構造改革の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持、柔軟な雇用形態の活用等による合理化・効率化を行う。人件費及び公租公課以外の一般管理費及び事業費について、無駄を排除するとともに、一般競争入札等の競争的手法の利用の徹底により契約手続の適正性を維持し、全体として効率化に努める。</p> <p>効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用等により、支援センター全体として管理部門をスリム化することについて検討する。</p>
中期計画	<p>Ⅱ・1(2) 一般管理費及び事業費の効率化</p> <p>ア 人件費については、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。</p> <p>また、管理業務の集約化やアウトソーシングの活用等により、支援センター全体として管理部門をスリム化することについて検討する。</p> <p>イ 業務運営の効率化により、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を、毎年度、前年度比3パーセント削減し、事業費（民事法律扶助事業経費（立替金債権管理事務処理費を除く。）を除く。）を、毎年度、前年度比1パーセント削減する。</p> <p>ウ 各種契約手続については、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行う。また、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行う。これらの取組によって、経費の節減を図る。</p>

年度計画	<p>II・1(2) 一般管理費及び事業費の効率化</p> <p>ア 人件費について、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持により、合理化・効率化を図る。 管理業務の集約化やアウトソーシングの活用等により、支援センター全体として管理部門をスリム化することについて検討する。</p> <p>イ 支援センターの果たすべき役割が拡大する中で、司法に手が届きにくい弱い立場の人への総合法律支援を的確に実施しながらも、業務運営の効率化を図る。具体的には、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、以下の削減を行う。 一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を前年度比3パーセント削減し、事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く。）を前年度比1パーセント削減する。</p> <p>ウ 各種契約手続については、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行う。これら競争的手法を活用するに当たり、複数年契約及び一括調達の効果的活用を図るほか、特にこれまで一者応札・一者応募になっている案件については、公告期間及び履行期間の十分な確保、公告方法の検討及び仕様書の見直しを行うなど、一層の競争性の確保に努める。 また、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行うとともに、性質随意契約による場合においては、契約内容の妥当性及び相当性を十分精査する。これらの取組によって、経費の節減を図る。</p>
------	--

主な評価指標	一般管理費及び事業費の効率化に向けた取組状況		
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター 評価委員会による評価
業務実績	自己評価		
業務実績報告書掲載頁：34	評価	A	評価 A
1 人件費の合理化・効率化	評価に至った理由		評価に至った理由
(1) 柔軟な職員配置及び国家公務員に準じた給与体系の維持 業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用による常勤職員及びパートタイム・フルタイムの非常勤職員の配置 給与体系については国の制度に準じた内容の給与規程を維持 国家公務員との給与水準の比較指標（ラスパイレス）は、80.6ポイント	業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用や国の制度に準じた内容の給与体系を維持するなどし、引続き経費の合理化・効率化を図った。 所要の削減額を上回る額を達成したほか、各種契約手続の透明性や公平性の確保につき目標を達成することができている。 したがって、全体として経費の合理化・効率化に向けた取り組み状況は良好である。 平成25年度比の削減率が大きくなっている（一般管理費18.1%減、事業費13.7%減）のは、平成25年度実績額に新宿出張所統廃合に係る経費やデータ保全センター構築に係る経費が含まれていることによるが、これらの経費を差し引いた場合でも、一般管理費は15.2%、事業費は6.4%の減となっており、全体として経費の合理化・効率化に向けた取り組み状況は良好である。		人件費については、業務の内容に応じて、常勤職員・非常勤職員を適切な組み合わせの下に配置し、国家公務員に準じた内容の給与規程を維持した上、ラスパイレス指標80.6ポイントという水準を保ち、合理化・効率化を推進していると評価できる上、管理部門のスリム化についても、給与支給事務等において取組がなされていると認められる。 人件費及び公租公課を除く一般管理費については、達成目標である3%を大きく上回る前年度比18.1%の削減を達成し、事業費については、達成目標である1%を大きく上回る前年度比13.7%の削減を達成している。前年度実績額に新宿出張所統廃合に係る経費等が含まれていたことを考慮しても、その削減率は非常に高く、努力の成果がうかがわれ、取組状況は良好である。 さらに、各種契約手続の競争性・透明性・公正性についても、競争的手法の活用等により図られていると評価できる。 本項目については、全体として所期の目標を十分に達成したと言える上、特に、一般管理費及び事業費の削減については、目標をはるかに超える水準で達成できていることから、上記の評価とした。
(2) 管理部門のスリム化等 管理部門のスリム化について引き続き検討 給与支給事務については、システム利用によって申請のペーパーレス化を進めており、旅費計算についても財務会計システムの精算メニューの活用や各種書式の改定によりスリム化を進めているところ、さらに、給与計算に関するアウトソーシングの活用についても検討を行っている。 なお、借上宿舍規程等の改正により、貸与対象者や宿舍規格等を見直し、経費削減に努めている。			
2 一般管理費及び事業費の効率化			
(1) 一般管理費（人件費及び公租公課を除く。以下同じ。）削減 一般管理費：1,886,050千円 上記のうち、新規追加・拡充分（5,355千円）を除いた額：1,880,695千円 → 平成25年度（2,295,085千円）と比べ、414,390千円の削減（対平成25年度比18.1%減）。 【経費削減の主な内容】 ・消耗品・備品等の節約による削減 → 対平成25年度比79,806千円減 ・新宿出張所統廃合による削減 → 対平成25年度比42,931千円減 ・端末等の再リース、契約プランの見直しによる削減 → 対平成25年度比14,687千円減			

(2) 事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く。以下同じ。）削減

事業費：919,636千円

上記のうち、新規追加・拡充分（126,715千円）を除いた額：792,921千円

→ 平成25年度（918,913千円）と比べ、125,992千円の削減（対平成25年度比13.7%減）。

【経費削減の主な内容】

- ・印刷物の節減による削減
→ 対平成25年度比6,227千円減
- ・コールセンター品質評価委託契約の調達内容の見直しによる削減
→ 対平成25年度比3,529千円減
- ・ネットワーク回線の見直しによる削減
→ 対平成25年度比2,434千円減

3 各種契約手続の競争性・透明性・公正性確保

- ・物品の購入、事務所・宿舍の賃借、工事の請負その他の契約を行うに当たって、一般競争入札及び総合評価方式等の競争的手法を活用（目的が特定の者でなければ納入できないような性質上やむを得ないもの又は少額随意契約に該当するものを除く。）。
- ・ホームページで公表している「一者応札・応募に係る改善方策について」に従い、入札参加が見込まれる業者に対して積極的に入札情報をPR。
- ・入札に関する情報として、公告文に加えて入札説明書及び仕様書等をホームページに掲示。
- ・少額随意契約の場合には、複数の業者から見積りを徴収し、最も低額な価格で契約。
- ・性質随意契約の場合には、契約内容を十分に精査して、見積書を複数回求めるなどの工夫の実施。

※ 平成26年度の契約の状況については、業務実績報告書別紙4のとおり。

4. その他参考情報

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-16	事務所の業務実施体制の見直し		
当該項目の重要度、難易度	難易度「高」：出張所や司法過疎地域事務所の設置・存続については、多様な要素を調査・分析した上で、それらを総合考慮する必要がある上、当該地域の住民や自治体、弁護士会等の関係機関等との間の調整にも多大な時間・労力を必要とするなど、目標の達成には多くの困難が伴うことから、難易度を「高」とした。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	出張所数	—	—	11か所				(参考指標) うち7か所が被災地出張所
	司法過疎地域事務所数	—	—	34か所				(参考指標)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	<p>第3・1(3)ア 出張所 出張所については、取扱件数、利用者の利便性等、地域における法的ニーズの把握に努め、設置の要否や職員配置について不断の検討を行い、必要な見直しを行う。</p> <p>第3・1(3)イ 司法過疎地域事務所 司法過疎対策地域事務所の設置に際しては、設置基準の厳格化というこれまでの取組に加え、日本弁護士連合会が取り組んでいる司法過疎対策との連携を強化することを前提に、その設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確化し、その検討過程を明らかにする。 また、司法過疎地域事務所ごとの業務量を把握・分析し、存置の必要性や常勤弁護士の配置人数について検証の上、業務量を踏まえた必要な見直しを行うとともに、担当する事件の性質により、事件処理件数が業務量に直結しないなどの事情がある場合には、その存置の必要性について十分な説明責任を果たす。</p>
中期計画	<p>Ⅱ・1(3)ア 出張所 出張所については、取扱件数等の業務量、利用者の利便性等、地域における法的ニーズの把握に努め、その設置・存置、職員の配置等の必要性について不断に検討し、必要な見直しを行う。</p> <p>Ⅱ・1(3)イ 司法過疎地域事務所 (7) 司法過疎地域事務所の設置・存置等に際しては、設置基準の厳格化というこれまでの取組に加え、その設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確化し、その検討過程を明らかにする。 (イ) 司法過疎地域事務所の設置に当たっては、当該地域の法律事務取扱業務量、実働弁護士数、実働弁護士1人当たりの人口、地域の要望・支援、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、採算性等の要素について、効率的かつ効果的な業務運営及び支援センターの業務の補完性の観点をも踏まえ、総合勘案した上で、必要な地に設置する。 (ウ) 司法過疎地域事務所ごとで取り扱う事件の種類・件数等の業務量を把握・分析し、上記(イ)の要素を踏まえて存置等の必要性や常勤弁護士の配置人数について不断に検討し、必要な見直しを行い、事件の性質や関係機関との連携強化への取組など取扱件数が業務量に直結しないなどの事情がある場合には、その存置等の必要性について、十分な説明責任を果たす。</p>

年度計画	<p>Ⅱ・1(3)ア 出張所 出張所については、取扱件数等の業務量、利用者の利便性等、地域における法的ニーズの把握に努め、その設置・存置、職員の配置等の必要性について検討し、必要な見直しを行う。</p> <p>Ⅱ・1(3)イ 司法過疎地域事務所</p> <p>(ア) 司法過疎地域事務所の設置・存置等については、設置基準の厳格化というこれまでの取組に加え、地域のニーズを踏まえた地方事務所等からの要望について、本部でその必要性について検討し、法務省、日本弁護士連合会の意見を聴取した上で、最終決定するとともに、その検討過程についても明らかにする。</p> <p>(イ) 司法過疎地域事務所の設置に当たっては、当該地域の法律事務取扱業務量、実働弁護士数、実働弁護士1人当たりの人口、地域の要望・支援、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、採算性等の要素について、効率的かつ効果的な業務運営及び支援センターの業務の補完性の観点をも踏まえ、総合勘案して行う。</p> <p>(ウ) 司法過疎地域事務所ごとで取り扱う事件の種類・件数等の業務量を把握・分析し、上記(イ)の要素を踏まえて存置等の必要性や常勤弁護士の配置人数について不断に検討し、必要な見直しを行う。事件の性質や関連機関との連携強化への取組など取扱事件数が業務量に直結しないなどの事情がある場合には、その存置等の必要性について、十分な説明責任を果たす。</p>
------	--

主な評価指標		事務所の業務実施体制の見直しに向けた取組状況										
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター 評価委員会による評価									
業務実績	自己評価											
業務実績報告書掲載頁：37			<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>評価に至った理由</td> <td></td> </tr> </table>	評価	C	評価に至った理由		<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>評価に至った理由</td> <td></td> </tr> </table>	評価	B	評価に至った理由	
評価	C											
評価に至った理由												
評価	B											
評価に至った理由												
<p>1 出張所</p> <p>(1) 被災地出張所について 震災の被害が甚大であった宮城県、岩手県及び福島県に設置：計7か所 → 被災地自治体の要望等を踏まえ、いずれも設置期間を平成30年3月末まで延長</p> <p>(2) 出張所の業務実施体制に関する検討 ・東京地方事務所の移転に伴い、平成26年6月に新宿出張所を廃止 ・出張所の業務量等の基礎情報を把握しつつ、出張所の業務実施体制の見直しを検討</p> <p>2 司法過疎地域事務所の設置・存置等 新規設置（鹿角地域事務所） ・第2期中期計画上の司法過疎地域事務所の設置基準（第3期中計画においても踏襲）に基づき、実働弁護士1人当たりの人口（25,283人）、地方裁判所本庁からの移動距離・時間等（秋田地裁本庁からの移動距離は約109キロメートル、移動時間は約2時間）を勘案するとともに、法律事務取扱業務量（配置年度に予想される国選弁護事件数を基に、実働弁護士1人当たりの年間事件数及び契約弁護士1人当たりの年間事件数は共に約28件）、地方公共団体や地方事務所の要望（鹿角市より要望あり）も踏まえて設置の必要性等を検討し、平成26年度は鹿角地域事務所を設置 ・鹿角地域事務所の設置に当たっては、事務所の無償貸与を実現するとともに、法務省及び日本弁護士連合会の意見聴取を実施</p>			<p>被災地地方自治体におけるニーズを踏まえ、被災地出張所の設置期間を平成30年3月末まで延長し、被災者の法的支援体制の一層の充実を図った。</p> <p>出張所に関しては、東京地方事務所の移転に伴い、新宿出張所の廃止を実現した。加えて、司法過疎地域事務所に関しては、設置基準や地域のニーズを踏まえ、法務省及び日本弁護士連合会の意見を聴取した上で、新たに地域事務所を1か所設置した。その際、事務所の無償貸与を実現した。</p> <p>既存の司法過疎地域事務所の存置の必要性や常勤弁護士・職員の配置人数については、業務量等の基礎情報の把握・分析を進めつつ、不断に検討を行っているが、見直しには至っていない。</p>	<p>出張所に関しては、東京地方事務所の移転に伴い新宿出張所を廃止し、司法過疎地域事務所に関しては、設置基準や地域のニーズを踏まえ、新たに鹿角地域事務所を設置し、その際には、事務所の無償貸与を実現するなど、必要性やニーズに応じた対応を行っているものと評価できる。</p> <p>他方で、既存の司法過疎地域事務所の存置の必要性や常勤弁護士・職員の配置人数については、業務量等の基礎情報の把握・分析を進め、検討を行っているものの、未だ見直しを行うまでには至っておらず、引き続き検討を進める必要がある。</p> <p>上記見直しが未了であることから、本項目は目標に到達しているとはいえないが、当該地域の住民や自治体、弁護士会等の関係機関等との間の調整にも多大な時間・労力を必要とするなど、目標の達成には多くの困難が伴う項目であることから難易度「高」と設定したことに加え、事務所の統廃合、司法過疎地域事務所の新設という一定の成果を上げられている点を勘案し、評価を一段階引き上げて上記の評価とした。</p>								
4. その他参考情報												

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-17	情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）		
当該項目の重要度, 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号：0004

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等, 必要な情報
応答率	90%以上	90.0%	95.90%				
1 コールあたりの運営経費（コールセンター）	前年度と同水準	—	629.8円				

3. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 業務実績, 年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	<p>第3・2(1) 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。） コールセンターにおける情報提供について、業務量の変動を踏まえつつコストの検証を行い、質を維持した上で効率化できるか不断に検討する。</p>
中期計画	<p>Ⅱ・2(1) 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。） コールセンターにおける電話とメールによる情報提供と地方事務所における電話と面談による情報提供について、それぞれの利点や利用者のニーズを踏まえた上で、より効率的かつ効果的な情報提供を行う観点から、コールセンターと地方事務所の役割の明確化を図り、コールセンターで対応可能なものについては、地方事務所からコールセンターへの電話転送も活用しながら、コールセンターの利用の促進を図る。そのために、関係機関・団体、利用者に対してコールセンター及び地方事務所で行っている情報提供の種類・内容等について、ホームページや広報を通じて、あるいは関係機関との打合せ等の機会を利用して周知を図る。 また、コールセンターにおける情報提供について、応答率90パーセント以上を維持しつつサービスの向上に努めながら、業務量の変動を踏まえ、サービスに要したコストの構造について不断の分析・検討を行い、効率的な業務運営方法を検討・実施する。</p>

年度計画	<p>II・2(1) 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）</p> <p>ア 利用者において適切な窓口を選択することを可能とするため、コールセンター及び地方事務所の情報提供の種類や業務内容等について、ホームページや広報、関係機関との打合せ等を通して周知を図る。</p> <p>イ 引き続き、地方事務所からコールセンターへの電話転送を行い、情報提供業務の効率的運用を図る。</p> <p>ウ コールセンターにおけるオペレーターの効率的な配置をすることにより、90パーセント以上の応答率を維持し、放棄呼（入電したもののうち、受電できなかったものの件数）の減少に努める。</p> <p>エ コールセンターにおいて、民事法律扶助業務の資力要件確認等の新たなサービスによる業務量の動向を勘案しながら、1コール当たりの運営経費を前年と同一の水準に維持する。</p>
------	--

主な評価指標		情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）に向けた取組状況	
支援センターの業務実績・自己評価		日本司法支援センター 評価委員会による評価	
業務実績		自己評価	
業務実績報告書掲載頁：38		評価	B
業務実績		評価	B
<p>1 コールセンター及び地方事務所の役割の明確化と周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームページやパンフレット、関係機関との各種会議等において、コールセンター・地方事務所への案内に係る取扱いについての説明を継続して実施。 テレビCM、WEBサイト、新聞広告などを通じて、震災法テラスダイヤル（フリーダイヤル）を広く案内 <p>→ 平成25年度を上回る情報提供件数に対応するとともに、情報提供件数に占めるコールセンターでの対応件数の割合につき、6割を維持。</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報提供件数：平成26年度529,430件（前年度522,579件） 情報提供件数に占めるコールセンターでの対応件数の割合：平成26年度62.5%（前年度60.0%） <p>2 コールセンターへの内線転送件数の増加 平成26年度 19,030件（前年度 18,042件）</p> <p>3 コールセンターの業務量・範囲の拡大 メールによる情報提供件数：平成26年度22,982件（前年度14,599件） 民事法律扶助業務の資力要件確認サービス対象事務所数： 平成26年度 31地方事務所（前年度15地方事務所）</p> <p>4 オペレーターの効率的配置</p> <p>(1) コールセンターの受電傾向を分析し、平日昼間の人員の増加及び夜間・土曜日の人員の減少により、業務を効率化</p> <p>(2) メール件数の増加に対応するため、新たに土曜日のメール対応オペレーターを2席配置（電話対応からメール対応への配置換え）</p> <p>→ 情報提供件数（特にメールによる情報提供件数）の増加及び資力要件確認サービス対象地方事務所の拡大を要因として業務量が増加したにもかかわらず、オペレーターの席数の増加は抑制し、かつ、応答率90パーセント以上を維持し、効率的な業務運営を実施した。 応答率：平成26年度 95.9%（前年度 95.2%）</p> <p>5 1コール当たりの運営経費 平成26年度 629.8円（前年度631.3円）</p> <p>→ 業務量が増加したにもかかわらず、1コール当たりの運営経費について前年度と同水準を維持した（前年度比0.3%減少）。</p> <p>※なお、コールセンター運営経費には、スーパーバイザー職員（オペレーター職員の管理・指導及び電話対応業務支援を行う者）の件費は算入していない。日本司法支援センターでは、平成23年度にコールセンターを外部委託から自主運営に切り替えた後、平成25年度までは常勤職員が日常業務の傍らスーパーバイザーを担当してきたが、自主運営の結果、オペレーター職員が業務に習熟し、スーパーバイザーを担当できるようになったことから、経費節減の観点もあり、オペレーターの中から登用された職員がスーパーバイザーを担当する方法に改めた。平成25年度までは常勤職員スーパーバイザーの件費はコールセンター運営経費に算入しておらず、これと同様の条件で比較するため、平成26年度のスーパーバイザーの件費についてもこれを算入しないこととした。</p>		<p>評価に至った理由</p> <p>各種広報によるコールセンターの活用や、内線転送の更なる活用に伴うコールセンターの利用促進を行い、情報提供件数が前年度よりも増加する中で、全体に占めるコールセンターの問合せ件数の割合は6割超を達成した。</p> <p>さらに、オペレーターの効率的配置により、応答率90パーセント以上、放棄呼が極めて少ない状態を維持し、また、メールによる情報提供件数増加や資力要件確認サービスの対象事務所の拡大により業務量が増大する中でも、1コール当たりの運営経費を前年度の水準で維持できた。</p>	<p>評価に至った理由</p> <p>ホームページ、パンフレット、関係機関との会議等を通じて、地方事務所及びコールセンターでの情報提供の種類や業務内容等について多角的な方法によって周知を行うとともに、地方事務所からコールセンターへの内線転送の利用を進めるなどし、コールセンターをより活用するための取組を実施できているものと評価できる。</p> <p>コールセンターのオペレーターについては、受電傾向を分析の上、平日昼間の対応人員を増加し、夜間・土曜日の対応人員を減少させるなど、効率的な人員配置を行い、達成目標を上回る95.5%という応答率を達成しており、評価できる。また、コールセンターにおける業務量が増大する中、1コール当たりの運営経費を前年度と同水準を維持できている。</p>

--	--	--

4. その他参考情報

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-18	民事法律扶助業務（震災法律援助業務を含む。）		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号：0004

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	単独審査を実施する 地方事務所数の率	前年度以上	40/50	43/50				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	<p>第3・2(2) 民事法律扶助業務（震災法律援助業務を含む。） 審査の適正を確保しつつ、書面審査・単独審査を活用するなどの方法により、事務手続の平準化・合理化を図る。 被援助者の住居地と事件管轄地域とが極めて離れているなどの場合における常勤弁護士を活用した共同受任に積極的に取り組むなどして、事件処理の合理化・効率化を図る。</p>
中期計画	<p>Ⅱ・2(2) 民事法律扶助業務（震災法律援助事業を含む。） 審査の適正の観点から合議制の審査を基本としつつ、簡易な案件について単独審査を行い、援助開始決定時の単独審査の率について前年度以上の増加に努める。また、審査の適正を確保しつつ、援助開始決定時に書面審査を活用したり、援助申込者からの提出書類の合理化などの取組を進める。これらの取組によって、事務手続の平準化・合理化を図る。 被援助者の住居地と事件管轄地域とが極めて離れているなどの事情がある場合に、事案に応じて、両地域あるいは近接する地域に勤務する常勤弁護士同士による共同受任に取り組むなどし、事件処理の合理化・効率化を図る。</p>
年度計画	<p>Ⅱ・2(2) 民事法律扶助業務（震災法律援助事業を含む。） 審査の適正を損なわず合理化を行うため、簡易な案件について単独審査を行い、単独審査の率について前年度以上の増加に努める。また、審査の適正性を確保しつつ、書面審査の活用や提出書類の合理化などの取組によって、事務手続の平準化・合理化を図る。 被援助者の住居地と事件管轄地域とが遠く離れている事案等については、両地域又は近接する地域に勤務する常勤弁護士同士による共同受任を検討するなど、事件処理の合理化・効率化に努める。</p>

主な評価指標	民事法律扶助業務（震災法律援助業務を含む。）に向けた取組状況		
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター 評価委員会による評価
業務実績	自己評価		
業務実績報告書掲載頁：40	評定	B	評定 B
1 単独審査の積極的活用 実施事務所：43地方事務所（平成25年度：40地方事務所） （かえって事務負担の増大を招くおそれのある小規模地方事務所等では未実施） → 特に「同時廃止決定が見込まれる破産事件等の簡易な案件」については単独審査の活用を推進	評定に至った理由		評定に至った理由
2 事務の平準化・合理化の取組 ・ 援助申込者からの審査提出書類の統一化に向けた検討 ・ 案件類型別に必要書類を設定，全地方事務所で統一した取扱とした（平成26年7月事務連絡発出）	単独審査の推進，書面審査の活用，被援助者からの審査提出書類の統一化等，審査事務の平準化・合理化の取組が進展している。 また，常勤弁護士間あるいは一般契約弁護士常勤弁護士間での共同受任の在り方について検討した上で「民事法律扶助における共同受任マニュアル」を発出するなど，事件処理の合理化・効率化に向けた取組も進展している。		簡易な案件について単独審査の積極的活用を進め，単独審査を実施する地方事務所数は，43地方事務所となり，前年度以上という目標を達成できている。 また，事件の類型別に必要書類を設定し，全地方事務所における審査提出書類の統一化を図ることで，事務手続の平準化・合理化を推進できている。 常勤弁護士同士の共同受任については，被援助者の負担を軽減しつつ事務処理の合理化・効率化にもつながるものであり，その取組のためのマニュアルが作成され，共同受任が促進されていることは評価できる。
3 共同受任の促進 ・ 民事法律扶助における常勤弁護士同士の共同受任マニュアルを作成 ・ 民事法律扶助における一般弁護士と常勤弁護士との共同受任スキームを検討			

4. その他参考情報

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-19	国選弁護等関連業務		
当該項目の重要度, 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号：0005

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等, 必要な情報
	一括契約弁護士数	-	-	9,402人			(参考指標)

3. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 業務実績, 年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	<p>第3・2(3) 国選弁護等関連業務 国選弁護人等の報酬算定に対する不服申立てへの対応について, 本部及び地方事務所の役割を明確にしたうえで, 事務を適切に分担し, 事務手続の合理化・簡素化を図る。また, 複数事件の包括的な委託の活用により, 業務運営の効率化を図る。</p>
中期計画	<p>Ⅱ・2(3) 国選弁護等関連業務 国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて, 地方事務所限りで再算定するのが適切な案件については, 地方事務所限りで処理するなどし, 本部と地方事務所の役割を明確にした上で, 適切な業務を分担し, 事務手続の合理化を継続して図る。 また, 業務処理の効率化を図るため, 複数事件の包括的な委託の契約締結に努める。</p>
年度計画	<p>Ⅱ・2(3) 国選弁護等関連業務 国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて, 引き続き, 地方事務所限りで再算定するのが適切な案件について, 地方事務所限りで処理するなど, 本部と地方事務所の適切な業務分担, 事務手続の合理化の進展状況を注視しつつ, 更なる見直しの必要性・相当性について検討する。 国選弁護人契約における一括契約について, 弁護士に対する説明会や説明資料等を利用して周知を行い, 契約数の増加に努める。</p>

主な評価指標	国選弁護等関連業務に向けた取組状況		
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター 評価委員会による評価
業務実績	自己評価		
業務実績報告書掲載頁：41	評価	B	評価 B
1 不服申立ての事務手続の変更 報酬算定に対する不服申立てについて、「判断が容易であり、理事長の判断が明らかに必要でない」場合は地方事務所限りで処理できる制度を導入して5年目に入ったが、平成26年度は、合計463件の不服申立てのうち82件（前年度比5件増。約17.7%（前年度約23.6%））について地方事務所限りで処理されている。	評価に至った理由 報酬算定に対する不服申立てについて、判断が容易であること等の条件を満たすものについて地方事務所限りで処理を可能とする制度が引き続き運用され、約17.7%が同制度のもと地方事務所限りで処理されている。昨年度に比して地方事務所限りで処理した件数の割合は約6%減少したが、処理した件数は増加した。全件（6件中6件）あるいは半数以上（31件中17件）を地方事務所限りで処理するなど、積極的に当該制度を活用している地方事務所もあり、本部及び地方事務所の双方で事務手続が軽減させる本制度の運用は相当程度定着しているといえる。		評価に至った理由 報酬算定に対する不服申立てについて、地方事務所限りで処理を可能とする制度により、前年度以上の件数を処理しており、事務手続の簡素化を目的とする同制度の定着が進んだものと評価できる。 また、一括契約に関する解説書の配布を行うなどして周知に取り組み、一括国選弁護人契約を締結している弁護士数も増加しており、一括契約の件数自体に大きな変化はみられないものの、所期の目標を達成したものと評価できる。
2 一括契約弁護士数の増加 全地方事務所において、弁護士会の協力を得ながら、国選弁護業務の一括契約に関する解説書「国選弁護関連業務の解説」を全国の一般契約弁護士にならうとする弁護士に対して配布するなど一括契約の増加に取り組んだ。 その結果、支援センターとの間で一括国選弁護人契約を締結している弁護士数は、平成26年4月1日時点では8,748名であったところ、平成27年4月1日時点では9,402名と増加した。	このほか、国選弁護等報酬算定業務室の設置により、報酬計算業務が集約され、効率化されている。 一括契約を締結している弁護士数は着実に増加している。 一括契約に基づき報酬算定がされた事件の件数及び一括契約可能件数に占める一括契約の割合は、低い水準で推移しているが、その要因は左記3で示すとおりであり、これは外部的要因によるところが大きい。		
3 一括契約可能件数に占める一括契約件数の割合 一括契約に基づき報酬算定がされた事件数は、平成25年度同様、2件であった。 なお、一括契約は、複数の即決被告事件について報酬及び費用が一括して定められる契約であることから、これに基づく報酬算定がなされるためには、前提として、ある地方事務所において同一の日に複数の即決被告事件の指名通知請求があることが必要になるが、①即決被告事件の数自体が712件（平成25年度は716件）とほぼ横ばいの状況となっており、②そのうち、一括契約の対象外となる被疑者段階から弁護士が選任されている事件の数は561件（平成25年度は549件）と増加したことから、一括契約の対象となり得る事件の総数（すなわち、①から②を差し引いた事件の数）は151件（平成25年度は165件）と減少した（前年度比約8%減）。 一括契約可能件数に占める一括契約件数の割合は1.2%から1.3%と増加した。			
4 関係機関との協議 各地方事務所において、必要に応じて、対応する裁判所、弁護士会等と協議し、一括契約に関する事件の配点方法について確認した。			
4. その他参考情報			

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-20	司法過疎対策業務		
当該項目の重要度, 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号：0004

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等, 必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 業務実績, 年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	<p>第3・2(4) 司法過疎対策業務 司法過疎地域事務所の設置だけでなく, 日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会等の司法過疎対策と連携し, 支援センターの既存のインフラを活用するなどした司法過疎地域への弁護士誘導等の方策を検討し, その実施を図る。</p>
中期計画	<p>Ⅱ・2(4) 司法過疎対策業務 司法過疎地域事務所の設置だけでなく, 日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会等の司法過疎対策と連携しつつ, 必要に応じて, 支援センターの既存インフラについて司法過疎地域事務所が設置されていない司法過疎地域で開業する弁護士等の利用を認めるなど, より効率的かつ効果的な形での司法過疎対策を検討する。</p>
年度計画	<p>Ⅱ・2(4) 司法過疎対策業務 司法過疎地域事務所の設置だけでなく, 日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会等の司法過疎対策と連携しつつ, 必要に応じて, 支援センターの既存インフラの利用を認めるなど, より効率的かつ効果的な形での司法過疎地域における法律サービスの提供を検討する。</p>

主な評価指標	司法過疎対策業務に向けた取組状況		
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター 評価委員会による評価
業務実績	自己評価		
業務実績報告書掲載頁：42	評価	C	評価 C
司法過疎地域事務所の設置以外の司法過疎対策（いずれも検討中）	評価に至った理由		評価に至った理由
<ul style="list-style-type: none"> 司法過疎対策に携わる弁護士に地方事務所等の既存インフラの利用を認めることによる担い手の確保について、ニーズの有無、管理方法等 常勤弁護士及び一般契約弁護士による巡回法律相談の実施態勢、実施場所等 日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会等との法律相談会の共催方法等 「指定相談場所の指定等に関する細則」の改正内容等 	<p>司法過疎地域事務所の設置だけでなく、例えば、一般の弁護士に対し本所施設の利用を認めることにより、司法過疎対策業務の担い手を確保することなどができないかなどを模索したが、未だ検討途上である。</p>		<p>司法過疎地域事務所の設置以外の司法過疎対策については、一般の弁護士に対し本所施設の利用を認めることにより、司法過疎対策業務の担い手を確保することができないかなどを模索しており、その検討の着手はなされているものの、未だ途上であり、所期の目標は達成されていない。 引き続き既存インフラ利用に対するニーズの有無や利用する場合の管理方法等、より効率的かつ効果的な方法を引き続き検討する必要がある。</p>

4. その他参考情報

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅲ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-21	情報提供業務の質の向上		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	総合法律支援法第30条第1項第1号
当該項目の重要度，難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度		26年度	27年度	28年度	29年度
FAQの総件数（参考指標）	—	—	4635件					予算額（千円）			
アンケート満足度の平均（5段階評価）	4以上	4	4.16					決算額（千円）			
								経常費用（千円）			
								経常利益（千円）			
								行政サービス実施コスト（千円）			
								従事人員数			

注）予算額，決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標，計画，業務実績，年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	<p>第4・1(1) 情報提供業務の質の向上</p> <p>コールセンターのオペレーター等に対する覆面調査や研修の実施等によりオペレーター等の質を向上させ，利用者に最適で質の高い情報を提供して関係機関への橋渡しを行う。利用者や支援センターと連携する関係機関からの意見を適切に業務改善に活用できる仕組みを構築し，常に制度の新設，制度内容の変更や社会経済情勢の変化に応じた情報提供，各種被災者支援情報を始めとする利用者に役立つ支援情報のフォローアップに更に配慮するなど，必要に応じ情報提供の内容や方法の改善を行う。</p>

<p>中期計画</p>	<p>Ⅲ・1(1) 情報提供業務の質の向上</p> <p>ア オペレーター等の質の向上 情報提供窓口業務について、第三者による客観的評価を行い、その評価結果を活用して、ケーススタディー等を内容とする研修を企画し、オペレーター等に対して実施するなど、利用者にも最適な情報提供を行う能力を養成し、オペレーター等の質を向上させる。</p> <p>イ 情報提供に係る外国人のニーズへの対応 コールセンター及び地方事務所において、我が国の法制度や相談窓口に関する外国人のニーズに適切に対応するため、外国語による情報提供の態勢を整備する。</p> <p>ウ F A Q等の充実と活用 常に制度の新設、制度内容の変更や社会経済情勢の変化に速やかに対応し、利用者からの意見、要望等に適切に対応するため、F A Qを追加・更新する。 利用者が必要とする関係機関の詳細な情報を速やかに提供するため、関係機関と連携するなどして関係機関情報を追加・更新する。 さらに、これらの情報の活用を図るため、必要に応じて支援センターのホームページ上に公表する。</p> <p>エ 民事法律扶助制度へのスムーズな橋渡し コールセンター利用者が迅速に民事法律扶助に基づく法律相談援助を受けることができるよう、必要に応じ、コールセンターにおいて利用者の資力を確認し、地方事務所へスムーズな橋渡しを行う。</p> <p>オ 利用者の利便性の向上 地方事務所における情報提供の特性をいかしつつ、地方公共団体、福祉機関・団体等にアウトリーチするなどの情報提供方法等について検討する。</p> <p>カ アンケート調査の実施 ホームページ等を利用した通年のアンケート調査や、各情報提供についての利用者に対するアンケート調査を行う。これらの調査において、5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得る。</p>
<p>年度計画</p>	<p>Ⅲ・1(1) 情報提供業務の質の向上</p> <p>ア オペレーター等の質の向上(客観的評価の実施) 情報提供窓口の質の向上を図るため、コールセンター及び各地方事務所の情報提供窓口での対応に関する第三者による客観的評価を平成26年度中にそれぞれ1回以上実施し、業務内容や電話応対等にフィードバックして業務改善を図ることにより、窓口対応の質の向上を図る。</p> <p>イ 情報提供に係る外国人のニーズへの対応 地方事務所において、外部委託による通訳サービス業者を通じた多言語情報提供サービスを提供することにより、外国人のニーズに適切に対応する。</p> <p>ウ F A Q等の充実と活用 常に法制度の新設、制度内容の変更や社会情勢の変化に速やかに対応し、これらの法制度を紹介するF A Qや新規に関係を構築した関係機関情報や変更のあった関係機関情報に係るF A Qの追加・更新などデータベースの一層の拡充を図る。震災に関する法制度情報等についても、逐次更新追加を行う。 ホームページ上のF A Q公開について、現行の内容をより充実させるとともに、件数を増加させる。</p> <p>エ 民事法律扶助制度へのスムーズな橋渡し 先行実施しているコールセンターにおける民事法律扶助資力要件確認の対象地域を拡大し、法律相談を実施している地方事務所へスムーズな橋渡しを行う。</p> <p>オ 利用者の利便性の向上 地方事務所における情報提供の特性をいかすため、地方公共団体、福祉機関・団体等にアウトリーチするなどの情報提供方法等について検討する。</p> <p>カ アンケート調査の実施 ホームページにおける通年のアンケート調査やコールセンター及び地方事務所での期間を設定した情報提供利用者に対するアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得る。</p>

主な評価指標		情報提供業務の質の向上に向けた取組状況	
支援センターの業務実績・自己評価		日本司法支援センター 評価委員会による評価	
業務実績		自己評価	
業務実績報告書掲載頁：42		評価	B
1 第三者による客観的評価の概要		評価に至った理由	
<p>(1) コールセンター 音声ログ調査（離婚問題、相続問題）各15本（計30本）及びミステリーコール（電話対応状況覆面調査）2事例（離婚問題・相続問題）各5本（計10本）を実施し、評価（平成26年8月から同年11月）</p> <p>(2) 地方事務所等 全ての地方事務所・支部61か所に対する同事例のミステリーコール各1本（計2本）、総合計162本について評価。</p> <p>(3) 評価 ア 上記(1)及び(2)の対応に対する評価 →28項目に対する平均達成率約69%（前年度約71%） イ 必要かつ正確な法制度・関係機関情報の提供がされているかどうかとの観点からの評価 →離婚13項目 平成達成率47.1% 相続15項目 平均達成率55.5%</p> <p>2 多言語情報提供サービスの提供 外部委託による通訳サービス業者を通じ、電話による多言語情報提供サービスを実施。 対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語（5か国語）</p> <p>3 F A Q等の充実と活用 (1) F A Qの追加更新 ・データベース上のF A Qの随時更新・増加 <平成26年度F A Q更新件数> 更新件数： 614件（うち震災関連6件） 新規投入件数： 314件（うち震災関連4件） 総件数： 4635件（うち震災関連595件） ・「よく利用されるF A Q」960問をホームページ上で公開 (2) 関係機関データベースの更新・追加 データベースの更新・追加を行うことで、利用者が必要とする関係機関の情報をより適切に提供する体制の整備を図った。 ・新規に追加した関係機関の窓口件数：約330件 ・データベースの更新件数（利用のない窓口の登録抹消等を含む。）：約7,500件 ・関係機関登録件数：約24,400件</p>		<p>第三者による客観的評価を踏まえて、電話対応等に関する対処方法についてフィードバックを行った。特に、音声ログを活用した具体的な研修を実施することにより、研修の実効性を持たせるとともに、多くの地方事務所で客観的評価を踏まえた研修を実施し、対応の質の向上に向けて取り組んだ。</p> <p>多言語情報提供サービスを提供し、日本語を母国語としない外国人のニーズにも適切に対応した情報提供を行った。</p> <p>F A Qの更新や社会情勢の変化に対応した情報を関係機関から入手し、利用者にとって有益な情報提供を行うことができるようデータベースを追加修正した。</p> <p>満足度調査は、コールセンターにおけるアンケートで4.7、地方事務所におけるアンケートで4.5といずれも高水準を達成し、全体平均でも4以上の評価を得た。</p>	
		<p>業務改善のための第三者による客観的評価の取組として、音声ログ及びミステリーコールによる調査を実施し、その結果のフィードバックが行われている。</p> <p>外国人のニーズに対応し、電話による5か国語の情報提供サービスを実施している。</p> <p>F A Qが更新・新規投入、関係機関データベースの更新・新規追加が順調に行われており、制度の新設等に速やかに対応できているといえる。</p> <p>コールセンターにおいて民事法律扶助の資力要件確認を行う地方事務所数を大きく増加させたことは、地方事務所へのスムーズな橋渡しとなるものであって、高く評価できる。</p> <p>利用者の利便性の向上のため、アウトリーチによる情報提供方法の検討の結果、司法ソーシャルワークの事業計画が策定されている。</p> <p>アンケート調査については、平均して4以上の満足度評価を得られており、目標を達成できている。</p> <p>したがって、所期の目標を達成したものと評価でき、今後は、音声ログ調査等の結果を踏まえた業務改善、司法ソーシャルワークの早期の本格実施が期待される。</p>	

- 4 民事法律扶助業務の資力要件確認サービスの拡大
対象事務所数：31地方事務所（前年度15地方事務所）
- 5 アウトリーチを用いた情報提供方法
法的問題を抱えていると認識していない潜在的利用者の存在も考慮し、利用者への直接的な情報提供に加え、関係機関を通じての利用者アプローチを含む地方公共団体、福祉機関・団体等にアウトリーチするなどの情報提供方法等について検討し、司法ソーシャルワークの事業計画を策定した。
- 6 アンケート調査の実施
- (1) ホームページにおけるアンケート
[3.3（満足度5段階評価）※前年度3.1]
調査手法：ホームページ上でのウェブによる利用者アンケート
対象者：地方事務所・コールセンター、メールによる情報提供の利用者
調査内容：職員対応、内容的確性、認知経路、利用状況
調査件数：362件
- (2) コールセンターにおけるアンケート
[4.7（満足度5段階評価）※前年度4.6]
対象者：コールセンター利用者
調査期間：平成26年11月13日～同年12月12日
調査内容：オペレーターの対応についての満足度
調査手法：コールセンター利用直後に実施
調査件数：2,640件（調査対象総件数19,379件）
- (3) 地方事務所におけるアンケート
[4.5（満足度5段階評価）※前年度4.4]
対象者：面談による情報提供を受けた利用者
調査期間：平成26年9月1日～同年11月30日
調査内容：職員の対応についての満足度
調査手法：地方事務所職員がアンケート用紙を渡して協力を依頼
調査件数：1,609件（調査対象総件数4,494件）

4. その他参考情報

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅲ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-22	法教育に資する情報の提供等		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度，難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度		26年度	27年度	28年度	29年度
講演会等開催回数 （参考指標）	—	—	1,935回					予算額（千円）			
								決算額（千円）			
								経常費用（千円）			
								経常利益（千円）			
								行政サービス実施コスト(千円)			
								従事人員数			

注) 予算額，決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標，計画，業務実績，年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	<p>第4・1(2) 法教育に資する情報の提供等</p> <p>国民に身近な司法の実現における法教育の役割が大きいこと，法教育が紛争の未然防止に役立つことを考慮し，情報提供業務の一環として，関係機関と連携して地域住民等に対する法教育に取り組む。その取組に当たっては，年度計画において具体的な指標ないし事業計画を策定した上でこれを実践する。</p>
中期計画	<p>Ⅲ・1(2) 法教育に資する情報の提供等</p> <p>法教育関連事業を行っている法務省その他の関係機関との適切な役割分担を踏まえ，情報提供業務の一環として，それらの関係機関と十分な連携を図りながら，法的問題に関する地域住民等の対応能力を高めるべく，支援センターが取り組む基本方針，実施方法等を盛り込んだ計画を策定・実施し，法教育に資する情報の普及により一層取り組む。</p>
年度計画	<p>Ⅲ・1(2) 法教育に資する情報の提供等</p> <p>法教育に係る基本方針，実施計画等を盛り込んだ計画を策定し，全国各地で社会人に向けた法教育に関する講演会及び意見交換会や常勤弁護士による地域の実情に応じた活動等を実施するなどして，法教育に資する情報の普及に一層取り組む。</p>

主な評価指標		法教育に資する情報の提供等に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター 評価委員会による評価		
業務実績		自己評価			
業務実績報告書掲載頁：46		評定	A	評定	A
1 基本方針・実施計画の策定		評定に至った理由		評定に至った理由	
<p>本部主催のシンポジウムや全国の地方事務所における各種法教育活動を通して、主として社会人に向け広く法教育に資する情報を普及することを基本方針とし、実施計画を策定した。</p>		<p>基本方針・実施計画を策定するとともに、本部では大規模なシンポジウムを開催し、全国の地方事務所では各関係機関とも連携しつつ、各地域のニーズに応じた活動を行い、全国各地で幅広く、法教育に資する情報の普及に取り組むことができた。</p> <p>法テラスシンポジウムは、従前の学校教育向け法教育活動から、社会人・一般市民向け法教育活動へ軸足を移して初めて実施した本部主催の大規模イベントで、実施後アンケート結果において、司法ソーシャルワークの必要性を理解できたという回答割合が約85%（よく理解できた48.7%、ある程度理解できた36.0%）に及ぶほどの効果を得ることができた。</p> <p>加えて、全地方事務所において年度比110%に達する回数（社会人・一般市民向け講演会等）を実施し、法テラスが展開する法教育を全国に広く普及させた。</p> <p>上記のとおり、本部及び全国の地方事務所が一体となった取組を評価し、A評定とした。</p>		<p>主として社会人に向けて法教育に資する情報を普及するという基本方針は、法教育が学生・児童に対するものとして語られることが多い中で独自性のある基本方針であるといえる。</p> <p>そして、その基本方針に基づき実施計画を策定した上、本部においては参加者約250名の大規模なシンポジウムを開催し、85%の回答者からテーマであった司法ソーシャルワークの必要性が理解できたとの回答が得られており、この取組は高く評価できる。</p> <p>さらに、地方事務所においては全50地方事務所（1900回を超える講演会等）を開催し広く情報の普及を行っており、その回数は前年度比110%と多数で積極的に行われていると評価でき、演劇等を交えるという工夫とともに、広く全国に法教育に資する情報の普及を行ったと評し得る。</p> <p>大規模なシンポジウムの開催や極めて多数の講演会等の実施等、本部及び全国の地方事務所が一体となった取組を全体として見ると、所期の目標を上回る成果が得られたものと考え、上記評定とした。</p>	
2 法教育に資する情報提供の取組					
<p><本部></p> <p>(1) 法テラスシンポジウム—福祉と司法が連携する社会— テーマ：司法ソーシャルワーク 実施内容：常勤弁護士・新宿区職員による実践報告、パネルディスカッション 参加者：社会福祉士・精神保健福祉士等の福祉関係者、弁護士等法曹関係者、一般の市民の方々等 参加人数：約250名 その他：実施後に内容を冊子にまとめ、東京都内の地域包括支援センター・区市町村高齢者福祉課等に送付し、活動の周知を実施</p> <p><地方事務所></p> <p>(2) 社会人向け講演会等の実施 全国各地で社会人・一般市民向けの講演会、意見交換会、学校における出前授業、センターの業務内容説明等の紛争の未然防止に資する情報の普及に取り組んだ。 実施した地方事務所数：全50地方事務所 総数：1,935回（前年度1759回）</p> <p>【主な実施例（参加者100名以上）】 （札幌）演劇を交えた法的トラブルへの対処能力を身に付けるためのイベント （大阪）「落語」を題材とした法律に関するトークイベント （奈良・和歌山）「終活」をテーマとした映画放映・法律講座を行うイベント （徳島）「落語」を題材とした消費者被害の防止を図るイベント</p>					
4. その他参考情報					

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅲ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-23	民事法律扶助業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	総合法律支援法第30条第1項第2号
当該項目の重要度，難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度		26年度	27年度	28年度	29年度
援助申込みから援助開始決定までの平均所要期間が14日以内の地方事務所の数	8割以上の地方事務所	40地方事務所	45地方事務所				予算額（千円）				
							決算額（千円）				
							経常費用（千円）				
							経常利益（千円）				
							行政サービス実施コスト（千円）				
						従事人員数					

注) 予算額，決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標，計画，業務実績，年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	<p>第4・2 民事法律扶助業務</p> <p>利用者の情報不足を解消する方策，地理的不便性を解消する方策等利用者の立場に立った運用のための具体的措置を検討し，一般管理費及び事業費の効率化に留意しつつ，これを実践する。審査の適正を確保しつつ，事務処理方法の工夫等により，援助申込みから必要な援助の提供までの期間について，具体的な指標を策定した上で，迅速・適切な援助を行う。</p> <p>また，法律相談援助において，利用者のニーズをどの程度満たしているのか分析した上で，利用者に対して援助内容・負担費用の違いを十分に説明するとともに，利用者の自律性を尊重しつつ，代理援助や書類作成援助に効果的に結びつける方策を検討・実施する。</p>

中期計画	<p>Ⅲ・２ 民事法律扶助業務</p> <p>(1) 利用者の利便性の向上</p> <p>ア 民事法律扶助業務に係る過年度のデータに基づく事件動向の分析その他必要な調査を行い、その結果を踏まえ、一般管理費及び事業費の効率化に留意しつつ、移動相談車両を用いるなどした巡回・出張相談、夜間相談やテレビ電話相談等の活用、契約弁護士・司法書士に関する情報提供の手法等の工夫など、より身近な援助の方策を検討し、実施する。</p> <p>イ 迅速な援助の提供の観点から、審査の適正を確保しつつ、代理・書類作成援助申込みから援助開始決定までの期間の短縮を図るため、標準処理期間を14日間とし、平均14日以内にその処理を行う地方事務所を全国8割以上とする。</p> <p>ウ 関係機関や利用者からの意見・要望等を適時適切に契約弁護士・司法書士に伝達するなどし、契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図る。</p> <p>(2) 利用者に対する適切な援助の実施</p> <p>ア 法律相談援助において、利用者のニーズがどの程度満たされているか分析をした上で、利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等を整備し、適時に見直しを行うなど、利用者の意思を尊重しつつ、代理援助や書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討・実施する。</p> <p>イ 法律相談援助のニーズが高い分野について、当該分野の関係機関・団体との連携をより一層図り、当該分野に係るリーフレット等を配布するなどして必要な情報を的確に周知し、問題解決に代理援助・書類作成援助が必要な利用者が適切にこれらを利用できる環境の整備に努める。</p> <p>ウ 各地方事務所において、労働・DV・犯罪被害者・多重債務等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、専門相談の充実を図るとともに、適切な受任者・受託者の選任に努める。</p>
年度計画	<p>Ⅲ・２ 民事法律扶助業務</p> <p>(1) 利用者の利便性の向上</p> <p>ア 民事法律扶助業務に係る過年度のデータに基づく事件動向の分析その他必要な調査を行いながら、一般管理費及び事業費の効率化に留意しつつ、移動相談車両を用いるなどした巡回・出張相談、夜間相談やテレビ電話相談等を活用した援助の実施を検討する。</p> <p>また、それぞれの地方事務所で契約弁護士・司法書士に関する情報提供の手法等を工夫するなど、利用者の利便性の向上に取り組む。</p> <p>イ 8割の地方事務所において、代理・書類作成援助申込みから援助開始決定までの平均所要期間を14日以内とする。</p> <p>ウ 地方事務所においては、関係機関や利用者からの意見・要望等について、契約弁護士・司法書士へ適時適切に伝達するよう努める。</p> <p>本部においては、法制度変更等の全体に関わる事項について、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会との協議や情報提供等を通じ、適時適切に契約弁護士・司法書士への周知徹底を図る。</p> <p>(2) 利用者に対する適切な援助の実施</p> <p>ア 法律相談援助における利用者のニーズ分析を通じ、利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等の整備を開始し、代理援助・書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討する。</p> <p>イ 関係機関・団体に関連する分野に係るリーフレット等を配布するなど、関係機関・団体との連携をより一層図り、利用者がスムーズに問題解決に必要な代理援助又は書類作成援助にたどり着くことができる環境の整備に努める。</p> <p>ウ 弁護士会・司法書士会と連携・協力し、労働・DV・犯罪被害者・多重債務等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、地域の実情に応じて専門相談の実施・拡充に努める。</p>

主な評価指標		民事法律扶助業務に向けた取組状況	
支援センターの業務実績・自己評価		日本司法支援センター 評価委員会による評価	
業務実績		自己評価	
業務実績報告書掲載頁：47		評価	B
1 利用者の利便性の向上		評価に至った理由	
<p>(1) 移動相談車両による巡回・出張相談、夜間相談・テレビ電話相談等を活用した援助の実施の検討 効率性等の観点から、離島等の離隔地を対象としてWeb会議システムを利用した相談実施から検討を進める方針を決定。 → 島しょ部自治体からニーズ等につき意見聴取、技術面及び所要経費面の具体的検討を実施</p> <p>(2) 地方事務所における契約弁護士・司法書士に関する情報提供の手法等 各地方事務所ホームページ上に契約弁護士・司法書士名簿を掲載する取組に関する事務連絡を发出 → 全国的な取組を展開</p> <p>(3) 代理・書類作成援助申込みから援助開始決定までの平均所要期間の短縮 書面審査・単独審査の活用、審査必要書類の特定による審査の標準化・効率化の推進 → 9割の地方事務所（45地方事務所）で14日以内とした。</p> <p>(4) 利用者からの意見・要望等の適時適切な伝達 被援助者からの意見や要望への対応方法に関する要領を地方事務所に対し发出 → 適切かつ統一的な取組を推進し、契約弁護士・司法書士への情報伝達に努めた。</p> <p>(5) 法制度変更等の全体に関わる事項について適時適切な伝達 ・日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会の機関誌等への記事掲載 ・ファクシミリ一斉送信サービスの導入（同サービス供給契約を締結） → 契約弁護士・司法書士に対する適切な情報伝達を実施するとともに、支援センターが必要な情報伝達を直接的かつ効率的に行える態勢を整備した。</p>		<p>利用者への利便性の向上及び利用者に対する適切な援助の実施について、各項目にかかる検討を進め、その結果に基づき具体的な取組を実施した。援助開始決定までの平均処理期間については9割の地方事務所ですぐに14日以内での処理が行われ、期間の短縮を図ることができた。</p> <p>扶助の利用の利便性の向上のため、巡回・出張相談、夜間相談・テレビ電話相談等を活用した援助の実施について、方針を決定し具体的な検討を行った点は、年度計画を達成したと評価でき、次年度以降はこれを効率的に実施することが望まれる。</p> <p>各地方事務所ホームページ上に契約弁護士・契約司法書士名簿を掲載する取組は、利用者の利便性の向上に資する取組と評価できる。</p> <p>また、実施の側面においても、達成目標を超える9割の地方事務所ですぐに援助申込みから援助開始決定までの平均所要期間を平均14日以内としたことは、援助を必要とする者を速やかに援助に結び付ける取組と言え、本項目については、所期の目標を達成できたものと評価した。</p> <p>利用者に対する適切な援助の実施についても環境整備が着実に進んでいるところであるが、法律相談援助利用者が代理援助と書類作成援助を適正に選択できるよう早急に整備されることを期待する。</p>	
2 利用者に対する適切な援助の実施			
<p>(1) 法律相談援助利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう、援助の種類内容や負担費用の違いを記載した資料等の整備を開始、代理援助・書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討した。</p> <p>(2) 家庭裁判所に加え、地方裁判所・簡易裁判所に対しても期日呼出状送付時に当センターにつき案内いただくこと等を全国の地方事務所から申し入れる等、関係機関・団体との連携をより一層図り、利用者が問題解決に必要な援助にたどり着くことができる環境の整備に努めた。</p> <p>(3) 弁護士会・司法書士会と連携・協力しつつ、専門相談の実施・拡充に努め、埼玉地方事務所川越支部において新たにDV専門相談を開始するなど、7地方事務所3支部2出張所においてDV、労働、女性、消費者、医療、外国人等の問題に関する専門相談を実施した。</p> <p>(4) 小規模地方事務所等、専門相談を設けるに至っていない地方事務所等においても、弁護士会・司法書士会との連携・協力等により専門分野・取扱分野等の情報を蓄積、相談内容に配慮した配点を行うなどの工夫を行った。</p>			
4. その他参考情報			

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅲ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-24	迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	総合法律支援法第30条第1項第3号
当該項目の重要度，難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度		26年度	27年度	28年度	29年度
定期的な協議を実施した支部を含む地方事務所の数	支部を含む全地方事務所	61地方事務所	61地方事務所					予算額（千円）			
24時間以内の指名通知の割合（被疑者国選弁護事件）（参考指標）	-	-	99.7%					決算額（千円）			
								経常費用（千円）			
								経常利益（千円）			
								行政サービス実施コスト（千円）			
								従事人員数			

注) 予算額，決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標，計画，業務実績，年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	<p>第4・3 国選弁護等関連業務</p> <p>(1) 迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保 地域ごとに，裁判所，検察庁，警察及び弁護士会との間で協議の場を設けるなどして，迅速かつ確実に，国選弁護人等の選任等が行われる態勢の確保を図る。裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの時間について，具体的な指標を策定した上で，迅速・適切な指名通知を行う。</p>
中期計画	<p>Ⅲ・3(1) 迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保</p> <p>ア 迅速かつ確実に国選弁護人及び国選付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定が行われる態勢の確保を図るため，各地方事務所単位で，裁判所，検察庁，警察及び弁護士会との間で，各事業年度に1回以上，定期的な協議の場を設ける。</p> <p>イ 裁判所からの国選弁護人等候補指名通知請求を受けてから裁判所に候補者を通知するまでの所要時間の短縮を図るため，地方事務所ごとに手続類型別の目標時間（被疑者国選弁護事件については遅くとも24時間以内等）を設定し，実施する。</p>

年度計画	<p>Ⅲ・3(1) 迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保</p> <p>ア 地方事務所ごとに、国選弁護士及び国選付添人の迅速かつ確実な選任態勢に関する裁判所、検察庁、警察及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を平成26年度に1回以上設ける。</p> <p>イ 地方事務所ごとに事業年度の当初において、裁判所からの国選弁護士等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間（被疑者国選弁護事件については遅くとも24時間以内等）を設定し、実施する。</p>
------	---

主な評価指標		迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保に向けた取組状況	
支援センターの業務実績・自己評価		日本司法支援センター 評価委員会による評価	
業務実績		自己評価	
業務実績報告書掲載頁：49		評定	B
1 関係機関との協議		評定に至った理由	
<p>支部を含む全地方事務所において1回以上関係機関と国選弁護人及び国選付添人の選任態勢について協議の場を設けた。延べ248回、「国選弁護人及び国選付添人の迅速かつ確実な選任態勢について」協議の場を設けた。</p> <p>また、本部においては日本弁護士連合会と定期的に指名通知の迅速化について協議を行った。</p>		<p>選任態勢についての定期的協議は確実に根付いている。全地方事務所において指名通知までの適切な目標時間が定められており、被疑者国選弁護事件、被告人国選弁護事件、国選付添事件の大部分の事件がその目標時間以内に指名通知に至っている。特に迅速な選任が求められる被疑者国選弁護事件においては、本年度約99.7%（前年度約99.6%）という極めて高い割合で目標が達成されている。</p>	
2 目標設定		<p>全地方事務所・支部において、国選弁護人及び国選付添人の選任体制についての協議の場を設け、目標を達成したほか、種類別に指名通知までの適切な目標時間が定められ、被疑者国選弁護事件、被告人国選弁護事件、国選付添事件の大半において、その目標時間以内に指名通知に至っており、特に迅速な選任が求められる被疑者国選弁護事件においては、前年度に引き続き、約99.7%という極めて高い割合で当該目標時間内の指名通知がなされたことは、高く評価できる。</p>	
3 達成度合い			
<p>国選付添事件では設定された目標時間内に指名通知がされ、被疑者国選弁護事件及び被告人国選弁護事件については、支部を含め、おおむね設定された目標時間内に指名通知が行われた。被疑者国選弁護事件については、ほとんどの事件が指名通知請求の当日に指名通知に至っており、業務時間外に指名通知請求があったなどの事情から当日中に指名通知に至らなかった事件も若干あるが、全事件のうち24時間以内に指名通知が行われた割合は、平成26年度約99.7%（前年度約99.6%）に増加した。</p>			
4. その他参考情報			

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅲ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-25	裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度，難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度		26年度	27年度	28年度	29年度
関係機関との協議会を1回以上実施した支部を含む地方事務所の数	支部を含む全地方事務所	61地方事務所	61地方事務所					予算額（千円）			
裁判員裁判関連の研修を1回以上実施した支部を含む地方事務所の数（参考指標）	-	-	21地方事務所					決算額（千円）			
								経常費用（千円）			
								経常利益（千円）			
								行政サービス実施コスト（千円）			
								従事人員数			

注) 予算額，決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標，計画，業務実績，年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	<p>第4・3(2) 裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実</p> <p>弁護士会と連携の上，裁判所の協力を得て，全ての裁判員裁判対象事件で，十分な知識・経験を有し，かつ，集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が確実かつ迅速に行われるよう，国選弁護人の選任態勢を充実強化する。</p> <p>裁判員裁判対象事件については，各地方事務所が，弁護士会と連携の上，裁判所の協力を得て，裁判員裁判対象事件における刑事弁護に関する知識・経験を多くの弁護士が共有できるような国選弁護人の選任の運用の工夫に一段と努める。</p> <p>また，裁判員裁判への適切な対応を可能とするための常勤弁護士に対する実践的研修を実施し，各地域における対応態勢の強化・充実に資するよう努める。</p>

中期計画	<p>Ⅲ・3(2) 裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実</p> <p>弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得て、全ての裁判員裁判対象事件で、十分な知識・経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が確実かつ迅速に行われるよう、国選弁護人の選任態勢を充実強化する。その目的を達するため、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する常勤弁護士を確保し、実務に即した弁護活動についてのノウハウ等の蓄積を行うとともに、契約弁護士との連携を密接に行うほか、裁判員裁判の経験や裁判員裁判に関する研修の受講などを登載条件とする実効性ある裁判員裁判専用の国選弁護人候補者名簿の整備を全国的に行うなど、一層の選任態勢の充実に努める。国選弁護人が複数選任される際には、裁判員裁判対象事件の弁護の経験者と非経験者が選任されるなど国選弁護人選任の運用の工夫に一層努める。</p>
年度計画	<p>Ⅲ・3(2) 裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実</p> <p>地方事務所ごとに、裁判員裁判対象事件に対する十分な知識・経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が確実かつ迅速に行われ、また、裁判員裁判対象事件における刑事弁護に関する知識や経験を多くの弁護士が共有できるよう、国選弁護人選任方法の運用を工夫することなどについて、裁判所及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を平成26年度に1回以上設ける。</p> <p>常勤弁護士については、裁判員対象事件への適切な対応を可能とするため、全常勤弁護士が受講することができる裁判員裁判事例研究研修を実施するとともに、裁判員裁判の経験が少ない常勤弁護士の育成のため、裁判員裁判専門研修を実施し、各地域における対応態勢の強化・充実に努める。</p> <p>また、裁判員裁判弁護技術研究室において終了事件の報告を受け、随時研修内容の見直しを図り、より充実した研修の実施に努める。</p>

主な評価指標		裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実にに向けた取組状況	
支援センターの業務実績・自己評価		日本司法支援センター 評価委員会による評価	
業務実績		自己評価	
業務実績報告書掲載頁：50		評定	B
1 裁判員裁判に対応できる国選弁護人の選任		評定に至った理由	
<p>支部を含む全地方事務所において、年1回以上、裁判員裁判において十分な知識・経験を有する契約弁護士が国選弁護人として選任されるよう、裁判員裁判用名簿の作成や同名簿登載者の質の確保等について関係機関との間で協議を実施した。</p> <p>その結果、裁判員裁判用名簿が作成された地方事務所・支部の数は前年度より増加し、また、複数の地方事務所において、同名簿の登載要件あるいは更新要件として、弁護士会における研修等が義務付けられるようになった。</p>		<p>裁判員裁判に対応できる国選弁護人の選任態勢は強化されつつあり、裁判員裁判に関する知識・経験の共有に向けた取組も着実に実施され、その成果が挙げられている。</p> <p>裁判員裁判への適切な対応のため、裁判員裁判弁護技術研究室において終了事件の報告を受けて研修内容を見直すなど、充実した研修の実施に努め、裁判員裁判事例研究研修及び裁判員裁判専門研修を2回ずつ実施した。</p>	
<p>2 裁判員裁判に関する知識・経験の共有</p> <p>上記協議において、裁判員裁判に関する知識・経験が多くの契約弁護士に共有されるための方策についても協議され、複数の地方事務所においては、国選弁護人を複数選任するときは、裁判員裁判を経験した契約弁護士と未経験の契約弁護士を組み合わせるなどの運用上の工夫がなされるようになった。</p> <p>また、21か所の地方事務所・支部において、裁判員裁判に関する研修を実施した（実施方法は、地方事務所主催のほか、各地の弁護士会との共催、裁判所との共催がある。）。研修のテーマとしては、裁判員法廷を利用した法廷弁護技術研修、模擬評議から検証する弁護戦略、裁判官から見た弁護人の公判活動、検察官から見た弁護活動、裁判員裁判の捜査～公判全般について（新規登録会員向け入門的研修）、裁判員裁判における情状事件の公判準備、振り返り研修（裁判所との共催）、否認事件研修等があった。</p> <p>52か所の地方事務所・支部で延べ122回の研修・協議会・説明会が実施された。そのうち21か所の地方事務所・支部では研修・協議・説明事項の中に、裁判員裁判に関連するテーマを盛り込んで実施した。</p> <p>裁判員裁判に関連するテーマに特化した、研修・協議会・説明会も延べ11回実施された。</p>		<p>裁判員裁判に対応できる国選弁護人の選任体制を強化するための協議を、全地方事務所・支部において関係機関との間で年1回以上実施し、その結果、裁判員裁判用の国選弁護人候補者名簿が作成された地方事務所・支部の数が前年度より増加し、複数の地方事務所においては同名簿の登載・更新要件として弁護士会における研修等が義務付けられるようになり、成果が上がっている。</p> <p>また、上記協議の結果、裁判員裁判を経験した契約弁護士と未経験の契約弁護士に共同受任させるという運用上の工夫がなされるようになったことも、裁判員裁判に関する知識・経験を多くの弁護士が共有することにつながり、評価に値する。</p> <p>さらに、裁判員裁判に関する研修を実施していること、裁判員裁判弁護技術研究室において、常勤弁護士が担当した裁判員裁判事件の結果報告書を検討し、その結果を研修内容の見直しにつなげていることは、知見を広く修得させ、裁判員裁判に適切に対応するための常勤弁護士を育成する取組として高く評価できる。</p>	
<p>3 常勤弁護士を対象とする裁判員裁判関連研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 常勤弁護士が担当した裁判員裁判事件を題材とする裁判員裁判事例研究研修を2回実施 裁判員裁判事件に関するディスカッション等を中心とする少人数制の裁判員裁判専門研修を2回実施 			
<p>4 裁判員裁判弁護技術研究室の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 常勤弁護士が担当した裁判員裁判事件の結果報告書を確認・検討 上記を踏まえた研修内容の随時見直し 			
4. その他参考情報			

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅲ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-26	契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度，難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度		26年度	27年度	28年度	29年度
研修を1回以上実施した支部を含む地方事務所の数（参考指標）	-	-	52地方事務所					予算額（千円）			
								決算額（千円）			
								経常費用（千円）			
								経常利益（千円）			
								行政サービス実施コスト（千円）			
								従事人員数			

注) 予算額，決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標，計画，業務実績，年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	<p>第4・3(3) 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組 関係機関・団体と連携・協力して，制度の変更，裁判員裁判に関する知識・経験等，契約弁護士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努めるとともに，適時適切に契約弁護士に対する周知を図るなどして，国選弁護等サービスの質の向上を図る。</p>
中期計画	<p>Ⅲ・3(3) 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組 弁護士会等と連携・協力して，制度の変更，裁判員裁判に関する知識・経験等，契約弁護士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努め，その情報を適時適切に契約弁護士に対して周知するなどし，国選弁護等サービスの質の向上を図る。</p>
年度計画	<p>Ⅲ・3(3) 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組 弁護士会等と連携・協力して，制度の変更，裁判員裁判等に関する情報を収集した上，これを契約弁護士に適時適切に周知するため，各地において，弁護士会の協力を得るなどして，説明会の実施や説明資料の配布等を行う。</p>

主な評価指標		契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組に向けた取組状況	
支援センターの業務実績・自己評価		日本司法支援センター 評価委員会による評価	
業務実績		自己評価	
業務実績報告書掲載頁：52		評定	B
1 国選弁護契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組		評定に至った理由	
<p>(1) 説明会の実施等 28か所の地方事務所（支部を含む）において、弁護士会主催の説明会に参加し、情報の収集に努めた。 支部を含む全地方事務所において、年度計画に基づく説明会や説明資料（「国選弁護業務の解説」及び「国選付添業務の解説」等）の配布を実施し、契約弁護士に対する情報の周知に努めた。</p> <p>(2) 研修の開催等 52か所の地方事務所（支部を含む。）において、延べ122回各地の弁護士会と共催又は地方事務所が主催する形で、より直接的に弁護活動の質を向上させることを目的とした研修を実施した。研修の内容としては、新規登録弁護士を対象に被疑者国選、被告人国選の手続きの流れ、裁判員裁判の法廷技術研修、無罪事例を題材とした実践的な反対尋問の研修、裁判所と共催の裁判員裁判振り返り研修、少年事件受任に関する研修、量刑検索システムを利用した研修、などを通じて基礎力の向上を図るものなど、契約弁護士のサービスの質を向上させるものになっている。</p> <p>(3) 契約弁護士に対する規則等の周知 契約弁護士が諸規程を理解していることが正確な報告と過誤事案の防止に重要であると考えられることから、(1)記載のとおり、各地方事務所において、契約弁護士になるようとする弁護士に対し、「国選弁護業務の解説」及び「国選付添業務の解説」を配布するとともに、ホームページで紹介している。</p> <p>(4) 事件報告に関する取組 ア 接見資料による報酬算定 平成21年に導入した接見資料の制度の浸透により、契約弁護士は支援センターに正確に弁護活動の報告を行っている。 イ 公判時間連絡メモによる報酬算定 報酬算定に際して、公判時間連絡メモを参照して、国選弁護人等の過失等による申告内容の誤りがないか確認しつつ報酬算定を行う運用が徹底されている。</p>		<p>評定に至った理由</p> <p>契約弁護士に対する説明会のほか、裁判員裁判の法廷技術研修、無罪事例を題材とした実践的な反対尋問の研修その他の充実した内容の研修を複数回にわたり実施しており、国選弁護の質の向上が図られている。</p> <p>半数以上の地方事務所・支部において、弁護士会主催の説明会に参加し、情報収集したこと、説明会や説明資料配布を通じて契約弁護士に対する国選弁護業務等に関する情報を周知したこと、52か所もの地方事務所・支部において、弁護活動の質の向上を目的とした研修を主催・共催したことは、契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組であり、評価できる。 さらに、規程等を含む業務解説をホームページで紹介するほか、接見資料等の客観的資料に基づく報酬算定を行っていることは、過誤を防止し、契約弁護士の質、ひいてはコンプライアンスを向上させるものであり、評価できる。 契約弁護士についても、関連規則等の周知を図り、また事件処理についての報告を求めるなどの措置をとることによって適切な職務の遂行がなされるような取組がなされている。</p>	
4. その他参考情報			

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅲ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-27	犯罪被害者支援業務の質の向上		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	総合法律支援法第30条第1項第5号
当該項目の重要度，難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度		26年度	27年度	28年度	29年度
被害者支援連絡協議会参加地方事務所の数	全地方事務所	50地方事務所	50地方事務所					予算額（千円）			
意見を聴取した機関・団体数（参考指標）	-	-	1,196機関					決算額（千円）			
犯罪被害者支援に精通している女性弁護士が複数いる事務所数	全地方事務所	50地方事務所	50地方事務所					経常費用（千円）			
犯罪被害者支援に精通している弁護士数	前年度以上	2,705人	3,008人					経常利益（千円）			
参加した関係機関主催研修数（参考指標）	-	-	101回					行政サービス実施コスト(千円)			
								従事人員数			

注) 予算額，決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	<p>第4・4(1) 犯罪被害者支援業務の質の向上</p> <p>犯罪被害者等に対する的確な情報を効率的に提供するなど、犯罪被害者等に対する充実したサービスの提供を図るため、被害者支援連絡協議会の場を積極的に活用するなどして、犯罪被害者等の援助を行う団体その他の者との連携の維持・強化を図り、ニーズのくみ上げを行い、その成果を業務に反映する。職員の接遇による二次的被害がないよう、犯罪被害者等の心情に配慮した接遇を行うための研修を行い、職員の犯罪被害者等に対する対応能力を向上させる。</p> <p>各地方事務所において、犯罪被害者等の援助に精通している弁護士を紹介する態勢整備・拡充を図る。各地方事務所は、犯罪被害者等の援助に精通している女性弁護士を複数名確保し、更なる増加に努める。</p> <p>経済的に余裕のない犯罪被害者等が、民事法律扶助制度を適切に活用して被害回復を行えるように、適切な情報提供を行い、犯罪被害者等からの民事法律扶助の援助申込みに対し、より迅速に援助を開始し、犯罪被害者等の援助に精通している弁護士の選任などを通じ、充実した支援の実施に努める。</p>
中期計画	<p>Ⅲ・4(1) 犯罪被害者支援業務の質の向上</p> <p>ア 犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者支援連絡協議会の場を積極的に利用するなどして、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で各事業年度に1回以上設け、犯罪被害者等やその支援に携わる者から構成される団体等との連携の維持・強化を図る。</p> <p>また、犯罪被害者等に対する情報提供に関して、できる限り効率的な業務運営を行いつつ、これまでの相談内容やそれへの対応状況、犯罪被害者等及びその支援に携わる者の意見等からニーズをくみ上げる。</p> <p>これらの取組を踏まえ、必要に応じて業務の改善等、適切な対応を行うとともに、弁護士会等の関係機関と連携して、支援センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士が提供するサービスの質の向上に努める。</p> <p>イ 犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者等の心情に十分に配慮した懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応に努める。</p> <p>また、支援センターが提供する犯罪被害者支援の内容及び質を全国的に均質かつ一定の水準以上のものとするため、犯罪被害者等に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、二次的被害の防止のための方策等の研修を各事業年度に1回以上実施する。</p> <p>ウ 各地方事務所単位において、弁護士会等と連携して、犯罪被害者支援に精通している弁護士の確保に努める。とりわけ、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士について、複数名を確保した上で、毎年度、前年度より全国の契約者数の更なる増加に努める。このような取組を通じ、犯罪被害者支援に精通している弁護士を紹介する態勢の整備・拡充を図る。</p> <p>エ 経済的に困っている犯罪被害者等が民事法律扶助制度等を確実に利用できるよう、専門相談から弁護士の選任までの手続を整備するなどして、より迅速な援助開始、専門的知見を有する適切な弁護士の選任等に努める。</p>

<p>年度計画</p>	<p>Ⅲ・4(1) 犯罪被害者支援業務の質の向上</p> <p>ア 利用者のニーズの把握と関係機関との連携</p> <p>(ア) 地方事務所ごとに、被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図る。</p> <p>(イ) 地方事務所ごとに、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を平成26年度に1回以上設け、聴取した意見等からニーズをくみ上げる。</p> <p>(ウ) 弁護士会等の関係機関と連携して、支援センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見や犯罪被害者支援に関連する法制度等について、情報交換や協議する場を設け、必要に応じて支援センターの業務改善の参考にするなど、適切な対応を行う。</p> <p>イ 犯罪被害者支援に係る職員の質の向上</p> <p>(ア) 犯罪被害者支援に関して、これまでの相談内容やそれへの対応状況、犯罪被害者等の意見を踏まえて、犯罪被害者等の心情に配慮した懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応に努める。</p> <p>(イ) 犯罪被害者等に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、二次的被害の防止のための方策等の研修を平成26年度に1回以上実施する。</p> <p>ウ 弁護士会と連携・協力し、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士の複数名確保と前年度より犯罪被害者支援に精通している弁護士の人数の増加に努める。このような取組を通じ、被害者等の個々の状況に応じた必要なサービス提供ができるよう、紹介態勢の整備に努める。</p> <p>エ 経済的に余裕のない犯罪被害者が民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度を確実に利用できるよう、適切かつ積極的な情報提供等を行う。</p>
-------------	--

主な評価指標		犯罪被害者支援業務の質の向上に向けた取組状況	
支援センターの業務実績・自己評価		日本司法支援センター 評価委員会による評価	
業務実績		自己評価	
業務実績報告書掲載頁：53		評価	B
1 利用者のニーズの把握と関係機関との連携		評価に至った理由	
<p>(1) 被害者支援連絡協議会への参加（全地方事務所） 50協議会中13協議会で開催された分科会への積極的な参加 → 地域ネットワークの中で連携の維持・強化</p> <p>(2) 関係機関への意見聴取を実施（全地方事務所） 全国で合計1,196機関・団体から回答を得て、聴取した意見等からニーズの汲み上げを実施</p> <p>(3) 利用者や関係機関・団体からの意見聴取等 ＜本部＞ ・ 日本弁護士連合会と連携し、犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者の意見をアンケートにより聴取 ・ 業務改善の参考とするための定期的な協議の開催 ＜地方事務所＞ ・ 弁護士会等関係機関と連携し、業務改善の参考とするための利用者からの意見や犯罪被害者支援に関連する法制度等に関する情報交換や事例検討の場を設定</p>		<p>全ての地方事務所が被害者支援連絡協議会に参加し、分科会にも積極的に参加することで、関係機関・団体との連携の維持・強化を図った。</p> <p>日本弁護士連合会、各地の関係機関・団体との連携のもと、犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者の意見、関係機関・団体から法テラスに対する関係機関・団体からの意見を聴取し、回答内容からニーズをくみ上げ、業務の迅速化等に取り組んだ。</p> <p>利用者から寄せられた意見を共有し、応対時の様子から改善点を見出す等により、職員の質の向上に取り組んだ。また、全ての事務所から担当職員が参加する研修を開催し、犯罪被害者遺族、検事及び弁護士を講師・パネリストとする講義・パネルディスカッションを行った。関係機関が開催する研修への職員の参加等により、二次的被害の防止等、職員の質の向上に取り組んだ。</p> <p>犯罪被害者支援を全国的に均質なものとするために、日本弁護士連合会及び各弁護士会と連携して、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士数の増加、全ての都道府県において、犯罪被害者支援に精通している弁護士を複数名確保し、全体の女性弁護士数も増加させた。広域連携及び複数回の弁護士紹介を明記した業務マニュアルを徹底することで、紹介態勢の整備にも取り組んだ。</p> <p>コールセンター及び地方事務所における民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度に関する説明を徹底した。また、地域で開催される協議会等を利用して各制度を周知を図り、地域ネットワークを活用して被害者を確実に民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度へ案内できるように取り組んだ。</p>	
<p>2 犯罪被害者支援に係る職員の質の向上</p> <p>(1) 業務の見直し・改善 ・ 本部関係課室、コールセンター及び地方事務所において本部・コールセンターへ寄せられた利用者からの意見を共有・調査 → 意見が寄せられることとなった地方事務所等での応対が適切であったかを振り返り、職員が犯罪被害者等の心情に配慮した対応に努める ・ 業務の迅速化を図るため、地方事務所ごとの精通弁護士紹介の手順及び紹介に要する平均日数を調査の上、地方事務所と協議</p> <p>(2) 二次的被害の防止のための方策等の研修の取組 ＜本部＞ ・ 平成26年10月30日から31日まで、全地方事務所の犯罪被害者等の対応担当職員に対する二次的被害の防止のための方策等の講義及びパネルディスカッションを開催 講師・パネリスト：犯罪被害者遺族、検察官及び弁護士 ・ 被害者支援に取り組む関係機関が開催する研修等への参加（合計10回） ＜地方事務所＞ 被害者支援に取り組む関係機関が開催する研修等への参加（40地方事務所で合計91回）</p>		<p>達成目標どおり、全地方事務所において、被害者支援連絡協議会に参加し、全国の1,000を超える機関・団体から意見を聴取するなど、利用者のニーズの把握と関係機関との連携に向けた取組の実施状況は良好といえる。</p> <p>本部・コールセンターに寄せられた利用者からの意見を共有・調査し、応対が適切であったかの検討を行っていることは、研修の取組とあいまって、犯罪被害者の心情に配慮し、二次的被害を発生させることのない対応に努めるために有効な手法と考えられ、評価できる。</p> <p>犯罪被害者支援に精通した弁護士の紹介態勢の整備については、精通弁護士を前年度以上に多数確保できていること、女性の精通弁護士を全都道府県で複数名確保した上で合計数も増加していること、紹介希望の受付日から平均2日あまりで紹介ができていたことは、いずれも良好と評価でき、本項目については、所期の目標を達成しているものと評価した。</p>	
<p>3 精通弁護士紹介態勢の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者支援に精通している女性弁護士の複数名確保 697名（全都道府県で複数名を確保・前年度よりも78名増加） 犯罪被害者支援に精通している弁護士の確保 弁護士数：3,008名（前年度よりも303名増加） 被害者等の個々の状況に応じた必要なサービス提供ができるよう広域連携及び複数回の弁護士紹介を明記した業務マニュアルの徹底、紹介態勢の整備への取組 精通弁護士紹介に要する平均日数は2.4業務日（紹介希望の受付日を1業務日と計算） 			

<p>4 犯罪被害者支援ダイヤル</p> <p><コールセンター></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者支援の経験や知識のある担当者を配置 ・ 民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度に関する説明を徹底 <p><本部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コールセンター及び地方事務所での犯罪被害者対応に備え，FAQの作成，平易な言葉への修正 ・ ホームページの改修，スマートフォン用ホームページの開設等により，各制度の周知，利便性向上を図った <p><地方事務所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関・団体への業務説明，リーフレット配布等により，地域ネットワークの中で被害者へ各制度の情報が提供されるように取り組んだ 		
<p>4. その他参考情報</p>		

日本司法支援センター 年度評価 項目別評価調書（Ⅲ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-28	被害者参加旅費等支給業務の適切な実施		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	総合法律支援法第30条第1項第6号
当該項目の重要度，難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号：0005

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度		26年度	27年度	28年度	29年度
2週間以内の支給割合（参考指標）	—	—	99.2%					予算額（千円）			
								決算額（千円）			
								経常費用（千円）			
								経常利益（千円）			
								行政サービス実施コスト(千円)			
								従事人員数			

注) 予算額，決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標，計画，業務実績，年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	第4・4(2) 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施 被害者参加旅費等支給業務について，裁判所との連携を図りながら，迅速かつ適切にその業務を遂行するよう努める。
中期計画	Ⅲ・4(2) 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施 公判期日に出席する被害者参加人に対する旅費等の支給については，これを迅速に行うため，裁判所と密接な連携を図りながら，受理から支給までの目標期間（おおむね2週間以内）を定め，実施する。
年度計画	Ⅲ・4(2) 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施 被害者参加人に対する旅費等の支給について，裁判所等と密接な連携を図りながら，受理からおおむね2週間以内に支給する。

主な評価指標		被害者参加旅費等支給業務の適切な実施に向けた取組状況	
支援センターの業務実績・自己評価		日本司法支援センター 評価委員会による評価	
業務実績	自己評価	評価	評価
業務実績報告書掲載頁：58	評価	B	B
<p>支援センターでは、裁判所及び法務省と情報を共有し、恒常的に裁判所と連携を図りながら必要な判断を行い、適切な旅費等の支給に取り組んだ。</p> <p>月ごとの受理件数が大きく変動する中で、支給事務に関するマニュアルの整備・充実化を図り、被害者参加人への旅費等の支給の効率化に取り組んだ。</p> <p>毎月3回の送金日を設け、裁判所等との協議を要するなどの特段の事情のある請求を除くと、請求のうち99.2%について、受理から2週間以内に支給を行った。</p> <p>裁判所等との協議を要する特段の事情のある請求は、以下の3類型である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 書類に不備がある場合 被害者参加人の公判への出席について裁判所の判断を要する場合 請求期限を過ぎた請求について特段の事情の判断を要する場合 <p>平成26年4月1日から平成27年3月末日までの請求件数は2,578件であった。同期間の送金額は1,764万2,020円であった。</p>	<p>評価に至った理由</p> <p>支援センターでは、裁判所及び法務省と情報を共有し、恒常的に裁判所と連携を図りながら必要な判断を行い、適切な旅費等の支給に取り組んだ。</p> <p>被害者参加人への旅費等の支給は、毎月3回の送金日を設け、裁判所等との協議を要するなどの特段の事情のある請求を除いて、受理からおおむね2週間以内に支給を行った。</p>	<p>評価に至った理由</p> <p>裁判所等との協議を要するなどの特段の事情のある請求を除く大半の請求について、受理から2週間以内に支給を行っていることから、所期の目標を達成していると認められる。</p>	
4. その他参考情報			

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅳ. 財務内容の改善に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-29	自己収入の獲得等		
当該項目の重要度, 難易度	難易度「高」：寄附収入については、市民の社会的関心や社会情勢が大きく影響すること、司法過疎地域事務所の有償受任による収入については、当該地域の景気動向が大きく影響し、かつ、綜合法律支援法上、当該地域の一般の弁護士との関係では補完性が求められることから、いずれも支援センターの取組のみでその収入を増加させることが非常に困難であるため、難易度を「高」とした。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等, 必要な情報
しよく罪寄附収入	—	—	18,816千円				(参考指標)
一般寄附収入	—	—	7,980千円				(参考指標)
司法過疎地域事務所における事業収益	—	—	214,756千円				(参考指標)

3. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 業務実績, 年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	<p>第5・1 自己収入の獲得等 寄附金の受入れや有償事件の受任等により、自己収入の獲得・確保に努める。 また、支援センターの業務の実施に当たっては、国と地方の役割分担の観点を踏まえつつ、地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援の獲得に努める。</p>
中期計画	<p>Ⅳ・1 自己収入の獲得等 (1) 寄附金収入 新たな寄附の受入れ方法を検討・実施するなどして、一般人からの寄附等の寄附金の受入れ等による自己収入の獲得に努める。 (2) 有償受任等による自己収入 司法過疎地域に設置した事務所において、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により、自己収入を確保する。 (3) 財政的支援の獲得 地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（例えば、事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等）の獲得に努める。</p>

年度計画	<p>IV・1 自己収入の獲得等</p> <p>一般人からの寄附等の寄附金の受入れ等による自己収入の獲得を図るため、新たな寄附の受入れ方法の検討等を行う。</p> <p>司法過疎地域に設置した事務所においては、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により、自己収入を確保する。</p> <p>地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（例えば、事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等）の獲得に努める。</p>
------	---

主な評価指標	自己収入の獲得等に向けた取組状況														
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター 評価委員会による評価												
業務実績	自己評価														
業務実績報告書掲載頁：59	評定	C	評定 B												
1 寄附金収入獲得への取組	評定に至った理由		評定に至った理由												
<ul style="list-style-type: none"> インターネットを利用した募金の導入、クレジットカード決済による募金の可否について検討 寄附制度の周知徹底を図るために支援センターのホームページにおける寄附金案内コーナーをトップページに配置（レイアウト変更） 契約弁護士用のチラシを作成・配布し、しよく罪寄附制度を周知 <p>（平成26年度実績）</p> <table border="1"> <tr> <td>しよく罪寄附</td> <td>18,816千円</td> <td>（平成25年度</td> <td>36,563千円）</td> </tr> <tr> <td>一般寄附</td> <td>7,980千円</td> <td>（平成25年度</td> <td>11,375千円）</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>26,796千円</td> <td>（平成25年度</td> <td>47,938千円）</td> </tr> </table>	しよく罪寄附	18,816千円	（平成25年度	36,563千円）	一般寄附	7,980千円	（平成25年度	11,375千円）	計	26,796千円	（平成25年度	47,938千円）	<p>寄附金収入については、新たな通信手段を用いた寄附の呼び掛けを開始するとともに、持参ないし銀行振込みを中心とした従来の寄附金の受入れ方法に加えて、より簡便な寄附金の受入れ方法の検討を開始したが、取組は緒についたばかりであり、寄附金収入の増加には至らなかった。</p> <p>有償受任等による自己収入については、研修等において、自己収入の確保の必要性や重要性につき改めて認識させ、各地域の事情に応じた自己収入の確保に努めたが、債務整理案件の減少に伴い有償事件数が減少し、事業収益は昨年度に引き続き減少した。</p> <p>また、過去に無償提供を受けていた事務所を維持することができたことに加え、新たに無償提供による事務所設置を実現するなど、地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援の獲得に取り組んだ。</p>		<p>寄付金収入、司法過疎地域事務所における事業収益がいずれも減少しており、その減少額も小さいものではないことから、金額を見れば、目標を下回っていると言わざるを得ない。</p> <p>しかしながら、寄付金収入については、市民の社会的関心や社会情勢が大きく影響すること、司法過疎地域事務所の有償受任による収入については、当該地域の景気動向が大きく影響し、かつ、総合法律支援法上、当該地域の一般の弁護士との関係では補完性が求められることから、いずれも支援センターの取組のみでその収入を増加させることが非常に困難であることから、難易度が高い項目であることに鑑み、寄附金収入獲得に向けた様々な取組を積極的に実施していること、地方自治体からの事務所用不動産の無償貸与を継続し、本年度も新たに鹿角地域事務所についても事務所建物の無償貸与を受け、財政的支援を獲得できたことを考慮し、上記評定とした。</p>
しよく罪寄附	18,816千円	（平成25年度	36,563千円）												
一般寄附	7,980千円	（平成25年度	11,375千円）												
計	26,796千円	（平成25年度	47,938千円）												
2 有償受任等による自己収入	<p>地域の実情に応じて、民事法律扶助事件・国選弁護・付添事件について適切に対応した上で、有償事件を受任することにより自己収入を確保</p> <p>(1) 司法過疎地域事務所における平成26年度受任事件数の内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>民事法律扶助事件</td> <td>： 1,137件</td> <td>（平成25年度：1,181件）</td> </tr> <tr> <td>国選弁護・付添事件</td> <td>： 690件</td> <td>（平成25年度：653件）</td> </tr> <tr> <td>有償事件</td> <td>： 727件</td> <td>（平成25年度：779件）</td> </tr> </table> <p>(2) 司法過疎地域事務所における平成26年度事業収益</p> <table border="1"> <tr> <td>214,756千円</td> <td>（平成25年度：227,734千円）</td> </tr> </table>			民事法律扶助事件	： 1,137件	（平成25年度：1,181件）	国選弁護・付添事件	： 690件	（平成25年度：653件）	有償事件	： 727件	（平成25年度：779件）	214,756千円	（平成25年度：227,734千円）	
民事法律扶助事件	： 1,137件	（平成25年度：1,181件）													
国選弁護・付添事件	： 690件	（平成25年度：653件）													
有償事件	： 727件	（平成25年度：779件）													
214,756千円	（平成25年度：227,734千円）														
3 財政的支援の獲得	<p>廉価な賃貸料で貸与を受けている事務所についてはそれを継続するとともに、平成26年度に新設した鹿角地域事務所については、無償での貸与を獲得した。</p> <p>(1) 事務所敷地の無償貸与（カッコ内は地方自治体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南三陸出張所（南三陸町） ・山元出張所（山元町） ・東松島出張所（東松島市） ・大槌出張所（大槌町） ・気仙出張所（大船渡市） ・ふたば出張所（広野町） <p>(2) 事務所建物の無償貸与（カッコ内は地方自治体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二本松出張所（二本松市等） ・明石市役所内窓口[パイロット事業としての支援センター案内窓口]（明石市） <p>(3) 新規の無償貸与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿角地域事務所（鹿角市福祉保健センターの一面） 														
4. その他参考情報															

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅳ．財務内容の改善に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-30	効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収方法の工夫		
当該項目の重要度, 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等, 必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 業務実績, 年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	<p>第5・2 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収 (1) 効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収方法の工夫 債権管理システムの導入によって得られたデータを活用し, 関係部課が十分に連携するなどして, 民事法律扶助の被援助者の属性や立替金等の償還状況を分析し, その償還の滞納の理由・事情に応じた効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収の取組を実施する。</p>
中期計画	<p>Ⅳ・2(1) 効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収方法の工夫 次の①から⑦の取組により, 償還を要すべき者からの立替金債権等の回収に最大限努力して償還額の増加を図りつつ, 他方で, 事件の解決により財産的な利益を得られず, 資力も回復していない生活保護受給者に係る立替金等, 償還の見込みがない立替金債権等については, 償却も含めてその処理を検討することによって債権管理コストの削減を図るなど, 効率的で効果的な管理・回収を図る。</p> <p>① 集中的に立替金債権等の管理・回収を行うための態勢を整備する。 ② 償還率の高い地方事務所における取組を分析し, その長所をいかした全国一律の督促方針を立てて実施する。その実施に当たっては, 年度ごと, 地方事務所ごとに立替金債権等の管理・回収計画を策定し, 毎年度, その管理・回収状況について検証した上, 不断に必要な見直しを行う。 ③ 援助開始時や償還開始時等における償還制度の説明を更に徹底するなどし, 被援助者の償還に向けた意識付けを強化する。 ④ 自動払込方法の多様化を図る。 ⑤ 電話による督促を含め, 被援助者との連絡を密にして, その生活状況等に応じた償還月額の調整を行い, 継続的な償還を図る。 ⑥ コンビニエンスストアを利用した償還方法を整備するなどして, 初期滞納の段階での回収の改善を図る。 ⑦ 裁判所への支払督促の申立ての活用を図る。</p>

年度計画	<p>IV・2(1) 効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収方法の工夫</p> <p>次の①から⑦の取組により、償還を要すべき者から立替金債権等の回収に最大限努力して償還額の増加を図りつつ、他方で、事件の解決により財産的な利益を得られず、資力も回復していない生活保護受給者に係る立替金等、償還の見込みがない立替金債権等については、償却も含めてその処理を検討することによって債権管理コストの削減に努めるなど、効率的で効果的な管理・回収を図る。</p> <p>① 集中的に立替金債権等の管理・回収を行うための態勢を整備し、効率的で効果的な督促等を行う。</p> <p>② 償還率の高い地方事務所における取組を分析し、その長所をいかした全国一律の督促方針を立てて実施する。その実施に当たっては、地方事務所ごとに立替金債権等の管理・回収計画を策定し、その管理・回収状況について検証した上、不断に必要な見直しを行う。</p> <p>③ 援助開始時や償還開始時等において、償還制度や償還方法の説明を更に徹底するなどし、被援助者の償還に向けた意識付けを強化する。</p> <p>④ 自動払込方法の多様化に向けて検討し、準備が整い次第その運用を開始する。</p> <p>⑤ 電話や手紙による督促等によって、被援助者との連絡を密にして、その生活状況等に応じた償還月額の調整を行い、継続的な償還を図る。</p> <p>⑥ コンビニエンスストアを利用した償還方法の整備や督促方法の工夫等を行うことにより、初期滞納の段階での回収の改善を図る。</p> <p>⑦ 長期滞納者等に対しては、裁判所への支払督促の申立てを行う。</p>
------	--

主な評価指標	効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収方法の工夫に向けた取組状況		
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター 評価委員会による評価
業務実績	自己評価		
業務実績報告書掲載頁：60	評価	B	評価 B
以下の取組により、平成26年度の償還実績額は101億2,200万円（前年度比101.2%）に増加した一方、償還免除及びみなし消滅は合計47億7,857万円（前年比127%）となり、債権管理コストの削減につながった。	評価に至った理由		評価に至った理由
1 集中的な立替金債権の管理・回収の体制整備 ＜本部における集中督促＞ (1) 初期滞納者督促 ・コンビニエンスストアでの支払を可能とした督促（以下「コンビニ督促」） 初回滞納から12か月滞納までのコンビニ督促発送 コンビニ督促発送スケジュールと合わせた電話督促 コンビニ督促による回収9億3,826万円（前年度比109%） (2) 長期滞納者督促 ・6か月以上の長期滞納者 80,576件の督促状発送。 回収9,997万円（前年度比150.8%） 免除4,860万円（前年度比19.1%減）、所在調査3.6%（前年度比2.9ポイント減） ・属性別督促【平成26年度新規】 償還金自動払込未手続者、振込入金者、高齢者を対象とした督促状発送 7,108件の督促状発送、1,425万円を回収 (3) 期間限定督促 ・ボーナス支給月に合わせた督促（7月、12月） 回収1,085件、1,486万円（前年度比117.4%） ・電話督促強化週間（11月、1月、3月） 3,884件架電、3,009万円回収（前年度比100.8%） (4) 免除及びみなし消滅 ア 免除要領の見直し（4月）による手続きを明確化と研修における周知徹底 イ 本部一括償却 13,698件、6億7,994万円を償却（対象：少額及び10年経過 前年度比193.9%） 2 地方事務所ごとの立替金債権等の管理・回収計画の策定と実施 ・ 統一的な債権管理回収計画の骨子に基づく、前年実績も踏まえた地方事務所ごとの債権管理回収計画の作成と実施 ・ 「債権管理回収の手引き」を改訂し、全国一律の督促指針として活用 ・ 四半期ごとの支払予定額に対する償還実績額と償還割合のデータを還元＜平成26年度新規＞ 3 被援助者への償還の意識付け強化 ・ 民事法律扶助業務研修における担当者への償還意識付けの周知徹底 ・ 被援助者配布用「返済のしおり」の改訂 ・ 償還金返済者向けホームページの改訂	<p>本部における立替金回収に関する各種施策と、きめ細やかな督促体制の整備及び集中的な督促の実施、地方事務所における活動の相乗効果により、督促の回収効果も確実に上がっており、前年度以上の償還額を達成するとともに立替金の償還実績は平成23年度以来3年ぶりに100億円の大台に乗せることができた。</p> <p>また、償還方法の多様化として、12月から引落口座の対象拡大を開始したことにより、一層の償還金確保に向けた基盤づくりをすることができた。</p>		<p>滞納者の特性などに応じた本部における集中督促の実施、地方事務所における立替金債権の管理・回収計画の策定・実施等、中期計画において設定した7つの取組を積極的かつ効果的に行い、償還実績額を前年度以上に増加できたことはいずれも評価できる。</p> <p>また、償還免除及びみなし消滅を進めたことにより、回収の見込みが乏しい債権についての管理コストが削減されたものと言える。</p> <p>したがって、本項目については、所期の目標は達成されたものと評価した。</p>

<p>4 自動払込方法の多様化 償還金引落口座の対象拡大<平成26年度新規(12月開始)> ゆうちょ銀行に限定していた対象口座をほぼ全ての金融機関へ拡大し、生活用口座からの引落を可能とすることにより、被援助者の利便性向上と償還金収入の確保を両立</p> <p>5 被援助者の生活状況等に応じた継続的な償還の促進 (1) 電話督促等を通じて被援助者との連絡を継続し、被援助者の生活状況に応じた適切な償還月額の設定及び償還猶予・償還免除の案内 (2) 初期滞納者に対する電話督促による早期段階における償還の意識付け (3) 長期滞納者に対する滞納期間に応じた郵便督促、電話督促、支払督促の実施</p> <p>6 初期滞納段階での回収の改善 ・ 12か月連続滞納者までを対象としたコンビニ督促の発出 ・ 初回及び2回連続滞納に対する電話督促の実施 ・ 自動引落口座未登録者に対するコンビニ督促 ・ 完済までコンビニ督促による償還を可能とする運用 ・ コンビニ督促のはがきの文面改訂</p> <p>7 長期滞納者等への支払督促の申立て (1) 申立件数 250件(前年度比125%増加) (2) 事前予告通知 937件発出 272件, 6,415,590円を回収 (3) 回収金額 22件, 721,000円を回収 (4) 平成25年度からの支払督促による回収実績 ・ 申立: 200件 ・ 平成25年度の回収実績: 24件/1,746,925円 ・ 平成26年度の回収実績: 98件/6,515,720円 ・ 2年間の通算合計回収額: 延べ122件/8,262,645円</p>		
---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅳ．財務内容の改善に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-31	償還率の向上		
当該項目の重要度、難易度	重要度「高」：償還金収入は、毎年度100億円前後に上っており、国費を除けば支援センターの収入の大半を占め、業務運営の重要な財政的基礎となっている。そして、支援センターの業務運営の自主性・自律性を高めるためにも、償還金収入を確保し、増加させるために償還率を向上させることは極めて重要であることから、重要度を「高」とした。 難易度「高」：償還金収入は、支援センターの重要な財政的基礎であるところ、償還率は外部的・他律的要因がある上、資力が乏しい利用者からの返済という困難性が制度的に内在することから、難易度「高」とした。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号：0004

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	償還率	—	76.6%	81.4%			(参考指標) 「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」（いずれも(財)法律扶助協会から承継した立替金債権分を含む)の割合

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	第5・2(2) 償還率の向上 立替金債権等の管理・回収についての取組が適切に反映され、回収見込みのある債権について、効率的かつ効果的に管理・回収が行われたかが検証可能な指標として償還率を定義付けた上、その償還率の向上を図る。
中期計画	IV・2(2) 償還率の向上 回収見込みのある債権について、効率的かつ効果的に回収が行われたかについての検証が可能な指標として償還率（当該年度に償還されるべき要回収額に対する償還実績額の割合）を設定し、上記(1)の取組によって、前年度以上の向上に努める。 ※上記(1)・・・項目4-30の中期計画
年度計画	IV・2(2) 償還率の向上 回収見込みのある債権について、効率的かつ効果的に回収が行われたかについての検証が可能な指標として償還率（当該年度に償還されるべき要回収額に対する償還実績額の割合）を設定し、上記(1)の取組によって、その向上に努める。 ※上記(1)・・・項目4-30の年度計画

主な評価指標		償還率の向上に向けた取組状況	
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター 評価委員会による評価
業務実績	自己評価		
業務実績報告書掲載頁：64	評価	B	評価 B
<p>当該年度に償還されるべき要回収額に対する償還実績額の割合の把握として、「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」（いずれも(財)法律扶助協会から承継した立替金債権分を含む）の割合を算出したところ、平成25年度の76.6%に対し、平成26年度は81.4%へ向上した。</p>	<p>評価に至った理由</p> <p>立替金回収に関する各種の施策により、償還率は前年度を上回った。</p>		<p>評価に至った理由</p> <p>償還金収入は資力が乏しい利用者からの返済によるものであり、償還を得ることへの困難が制度自体に内在しているところ、検証可能な指標として償還率を設定し、さらに、前年度を上回る償還率を実現したことから、所期の目標を達成したものと評価した。</p>

4. その他参考情報

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（IV. 財務内容の改善に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-32	立替金債権等の管理・回収状況の開示		
当該項目の重要度, 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等, 必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 業務実績, 年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	<p>第5・2(3) 立替金債権等の管理・回収状況の開示 発生年度ごとの立替金債権等の管理・回収状況（実績等）や立替金債権等の償還総額等に関する情報・データを業務実績報告書で開示する。</p>
中期計画	<p>IV・2(3) 立替金債権等の管理・回収状況の開示 発生年度ごとの立替金債権等の管理・回収状況, 立替金債権等の償還総額等の基本的なデータについて, 業務実績報告書で明らかにする。</p>
年度計画	<p>IV・2(3) 立替金債権等の管理・回収状況の開示 発生年度ごとの立替金債権等の管理・回収状況, 立替金債権, 立替金債権等の償還総額等の基本的なデータについて, 平成26年度業務実績報告書で明らかにする。</p>

主な評価指標		立替金債権等の管理・回収状況の開示に向けた取組状況				
支援センターの業務実績・自己評価		日本司法支援センター 評価委員会による評価				
業務実績		自己評価				
業務実績報告書掲載頁：64		評価	B		評価	B
発生年度ごとの立替金債権等の管理・回収状況、償還総額等の基本的なデータについては、以下一 覧表のとおり。 民事法律扶助の利用者は経済的に余裕がない者であり、月次における償還月額も少額であるため、 結果的に償還期間は長期にわたるものの、年数を経るに従い、償還割合等は着実に伸展している。		評価に至った理由			評価に至った理由	
平成26年度末現在(平成27年3月現在)における立替発生年度ごとの償還等の状況		平成27年3月現在 (単位 百万円)			法テラス設立以降の立替金額、償還額、償還割合等の基本的なデータがいずれも業務実績報告書上で明らかにされているように、立替金債権の回収状況は年数を経るごとに向上し、平成18年度と19年度の立替分については80%を超えているほか、償還免除を含めれば、平成18年度から21年度までの立替金の90%近くの立替金が処理され、所期の目標は達成されたものと評価した。	
年度	立替金額 ①	償還額 (発生以降累計) ②	償還割合 ②/①	免除 (発生以降累計) ③	残額 ④ =①-②-③	立替残処理率 (②+③)/①
平成18年度	5,286	4,285	81.1%	421	581	89.0%
平成19年度	11,078	8,930	80.6%	911	1,237	88.8%
平成20年度	12,640	9,965	78.8%	1,250	1,425	88.7%
平成21年度	15,446	11,321	73.3%	2,280	1,846	88.1%
平成22年度	16,860	10,917	64.7%	3,259	2,685	84.1%
平成23年度	15,601	9,067	58.1%	3,175	3,358	78.5%
平成24年度	15,616	7,952	50.9%	3,047	4,617	70.4%
平成25年度	15,562	5,610	36.0%	2,497	7,456	52.1%
平成26年度	15,453	1,857	12.0%	655	12,941	16.3%
※ 四捨五入の関係で、数値は一致しない。						

4. その他参考情報

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅳ．財務内容の改善に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-33	立替金等の悪質な償還滞納者等への対応の構築		
当該項目の重要度, 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等, 必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 業務実績, 年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	<p>第5・3 立替金等の悪質な償還滞納者等への対応の構築 地方事務所ごとに立替金等の悪質な償還滞納者等への対応が異なることがないように, 本部において統一的な対応方針を策定し, 各地方事務所へ周知・徹底を図るとともに, 必要に応じて公表する。</p>
中期計画	<p>Ⅳ・3 立替金等の悪質な償還滞納者等への対応の構築 正当な理由なく償還金を滞納する利用者や民事法律扶助制度を濫用する利用者に対しては, 契約を解除したり, 再度の援助申込みについて援助不開始決定をするなど, 本部において統一的な対応方針を策定する。その対応方針については, 各地方事務所への周知を図るとともに, 必要に応じて公表する。</p>
年度計画	<p>Ⅳ・3 立替金等の悪質な償還滞納者等への対応の構築 正当な理由なく償還金を滞納する利用者や民事法律扶助制度を濫用する利用者に対し, 契約を解除したり, 再度の援助申込みについて援助不開始決定をしたりのための統一的な対応方針策定に向け, 本部での検討作業に着手する。</p>

主な評価指標	立替金等の悪質な償還滞納者等への対応の構築に向けた取組状況		
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター 評価委員会による評価
業務実績	自己評価		
業務実績報告書掲載頁：65	評価	B	評価
悪質な償還滞納者等への対応 以下の被援助者等に対して原則として新たな援助は行わないものとするとの事務連絡を发出するなど、悪質な償還滞納者等への統一的な対応方針を策定した。 ・法律相談時に資力、氏名、生年月日などを虚偽申告した者 ・過去に法テラスや受任者等に対して暴行・脅迫等の業務妨害を行ったことがある者 ・正当な理由なく償還を一定期間以上滞納している者	評価に至った理由 正当な理由なく償還金を滞納する利用者や民事法律扶助制度を濫用する利用者に対し、契約を解除したり、再度の援助申込みについて援助不開始決定をしたりするための統一的な対応方針策定に向け、本部での検討作業に着手し、統一的な対応方針を策定した。		評価に至った理由 悪質な償還滞納者等への対応として、その判断基準及び対応方針策定に向けた検討作業の着手にとどまらず、上記策定を完了しており、所期の目標は達成されたものと評価した。

4. その他参考情報

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅳ．財務内容の改善に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-34	財務内容の公表		
当該項目の重要度, 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等, 必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 業務実績, 年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	<p>第5・4 財務内容の公表 財務内容の一層の透明性を確保する観点から, セグメント情報等の決算情報の公表の充実を図る。</p>
中期計画	<p>Ⅳ・4 財務内容の公表 財務内容について, 一層の透明性を確保し, 国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため, 支援センターの各事業のセグメント情報を事業報告書に記載する等, より分かりやすい形で決算情報の公表を行う。</p>
年度計画	<p>Ⅳ・4 財務内容の公表 財務内容について, 一層の透明性を確保し, 国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため, 財務諸表及び業務実績報告書のデータと関連付けたセグメント情報(業務別の財務情報)を事業報告書に記載する等, より分かりやすい形で決算情報の公表を行う。</p>

主な評価指標 財務内容の公表に向けた取組状況

支援センターの業務実績・自己評価

業務実績 自己評価

日本司法支援センター
評価委員会による評価

業務実績報告書掲載頁：67 評価 B 評価 C

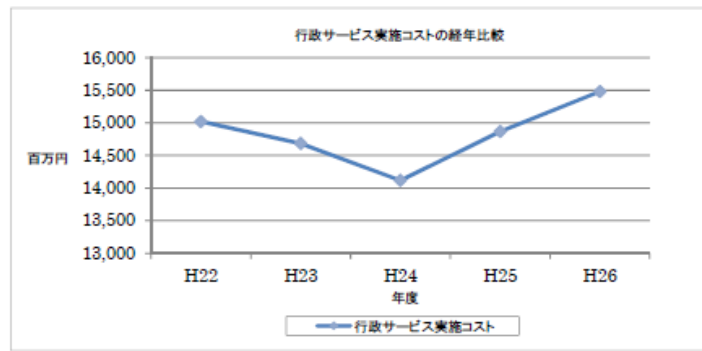
評価に至った理由

事業報告書において、従来の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に加え、行政サービス実施コスト計算書についても区分経理によるセグメント情報を開示するとともに、各データの経年比較をグラフ化すること等の工夫をすることで、財務諸表における会計情報を視覚的にも更に読み取り易くした。
また、財務データと業務実績を関連付けた情報として、各業務における主な収入及び支出に関する経年比較を記載すること等により、充実した情報開示を行った。
さらに昨年度に引き続き、業務別のセグメント情報を開示した。

事業報告書における情報開示を充実化し、より一層透明性のある決算情報の公表を行った。
業務別のセグメント情報の開示についても、さらなる整備を進めていく。

事業報告書において、各データの経年比較をグラフ化するなど、財務諸表における会計情報を視覚的にも読み取りやすくするための取組を行ったが、各事業のセグメント情報については、財務諸表及び業務実績報告書のデータと関連づけて記載するには至っておらず、財務内容の透明性確保の観点から求められる、分かりやすい形での決算情報の公表は未だ途上であり、目標は未だ達成されていないといわざるを得ず、上記評価とした。更なる検討を行い、より精度の高い情報開示となることを期待する。

(事業報告書P24より抜粋)



■行政サービス実施コストの経年比較 (単位：百万円)

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
業務費用	14,789	14,500	13,918	14,629	15,243
うち損益計算書上の費用	32,816	33,333	32,813	33,296	34,631
うち自己収入	△18,027	△18,832	△18,894	△18,667	△19,387
引当外賞与見積額	13	△17	20	49	16
引当外退職給付増加見積	213	197	177	186	218
機会費用	4	3	2	2	1
行政サービス実施コスト	15,020	14,684	14,118	14,866	15,479

4. その他参考情報

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅴ. その他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5-35	認知度の向上に向けた取組の充実		
当該項目の重要度、難易度	重要度「高」：支援センターの提供する情報や法的サービスが、それを必要とする国民等に利用されるためには、支援センターの存在自体や業務及び活動内容等が広く認知されていることが前提となることから重要度を「高」とした。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
認知度	前年度以上	47.3%	55.8%				平成26年度から調査方法を電話調査からインターネット調査に変更した。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	<p>第6・1 認知度の向上に向けた取組の充実 支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの存在・役割を認知できるよう、窓口対応専門職員を活用するなどして地方公共団体等との連携を図りつつ、効率的かつ効果的に支援センターの認知度を高める。</p>
中期計画	<p>Ⅸ・1 認知度の向上に向けた取組の充実</p> <p>(1) 広報計画の策定等 基本方針、実施媒体等を盛り込んだ広報計画を各年度策定し、効率的かつ効果的な広報活動に取り組む。 また、広報活動に要した費用及びその効果について、アンケート調査結果等を参考にして事後に分析し、翌年度の広報計画に反映させる。</p> <p>(2) 効果の高い広報活動の実施 認知経路として上位を占めるテレビ広告、ホームページ等に加え、プレスリリース・記者説明会を機動的に開催する。また、情報伝達手段の多様化など社会の変化も踏まえ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等のメディア媒体を広報媒体として活用する。これらの取組によって、効果の高い広報活動を実施する。</p> <p>(3) 関係機関との連携を通じた広報活動の実施 支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの存在や役割を認知できるよう、省庁、地方公共団体、福祉機関・団体等に対して支援センターの業務内容等を的確に伝え、認識を深めてもらうことにより、これら関係機関と連携した効果的な広報活動に努める。</p> <p>(4) 認知度の向上 支援センターがより多くの市民に利用され頼りにされる存在となるよう、上記(1)から(3)の方法により、支援センターの認知度を前年度以上に向上させるよう努める。</p>

年度計画	<p>IX・1 認知度の向上に向けた取組の充実</p> <p>(1) 広報計画の策定等 基本方針，実施媒体等を盛り込んだ広報計画を各年度策定し，効率的かつ効果的な広報活動に取り組む。 また，広報活動に要した費用及びその効果について，アンケート調査結果等を参考にして事後に分析し，翌年度の広報計画に反映させる。</p> <p>(2) 効果の高い広報活動の実施 テレビ広告，インターネット広告，ホームページ等様々な広報媒体を連動させた広報を実施することに加え，本部・地方事務所において，積極的に記者説明会（プレスリリース）を開催する，また，ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の新しいメディア媒体を広報媒体として活用する。これらの取組によって，効果の高い広報活動を実施する。</p> <p>(3) 関係機関との連携を通じた広報活動の実施 支援センターが提供する法的サービスを必要とする者をより法テラスに結び付けるため，関係機関・団体との連携を通じた周知活動をより効果的に実施する。</p> <p>(4) 認知度の向上 認知度調査を実施し，平成26年度に実施した広報効果を適切に検証する。 また，支援センターがより多くの市民に利用され頼りにされる存在となるよう，上記(1)から(3)の方法により，支援センターの認知度を前年度以上に向上させるよう努める。</p>
------	--

主な評価指標	認知度の向上に向けた取組の充実に向けた取組状況		
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター 評価委員会による評価
業務実績	自己評価		
業務実績報告書掲載頁：68	評価	B	評価 B
1 認知度向上に向けた取組の充実	評価に至った理由		評価に至った理由
(1) 広報計画の策定 ア 本部において基本的な広報活動方針を策定し、これを踏まえて地方事務所が担当地域における広報計画を作成するという一連のプロセスを通じて、本部・地方事務所の広報活動を可能な限り連動させ、効率的かつ効果的な広報活動に取り組んだ。 【取組事例】 「法テラスの日」における広報において本部のメディア広告とタイミングを合わせて地方事務所が地域的な広報活動を実施 イ 地方事務所職員に対する研修の実施 ウ 認知度調査の結果を分析により、テレビCMやインターネット媒体を認知経路とする割合が多いこと、また、低所得層に認知が不足していることが判明した。この分析結果を踏まえ、インターネット媒体の一層の効果的活用及び低所得層への重点的なアプローチについて翌年度の広報方針に反映させた。	前年度の広報活動の効果分析を行い、その結果を踏まえた広報活動計画を年度当初に作成するとともに、地方事務所の職員に対する研修を実施するなどスキルアップを図り、地方事務所と連携して、前記広報計画を精力的に実践した結果、認知度は55.8%（前年度比8.5ポイント増）、業務認知度13.3%（前年度比2.2ポイント増）に上昇し、国民の半数以上が認知した。	広報計画の策定については、本部と地方事務所が連動し、認知度調査の分析結果を踏まえるなどして、効率的・効果的に広報活動に取り組んだこと、広報のスキルアップを図るための研修を実施したことはいずれも評価できる。 広報活動の実施については、PC版、携帯電話版、スマートフォン版の各ホームページを充実させ、ツイッターのフォロワー数を前年度から約2倍に増やしたことや、被災地域において、テレビ、新聞による広報とインターネットによる広報を連動させた取組により、全国平均から大きく上回る認知度を得たこと、関係機関との連携を通じた広報活動を実施していることなどは高く評価できる。 支援センターの全国平均の認知度は55.8%（業務認知度は13.3%）と、未だ高いとまではいえず、引き続き広報活動等を効果的に実施することが期待されるが、上記各取組は一定の効果を上げ、認知度の向上に寄与しているものと考えられ、調査方法を変更したとはいえ、認知度が前年度を上回っていることも踏まえ、所期の目標は達成されたと評価した。	
(2) 効果の高い広報活動の実施 ア ホームページ等を活用した広報 PC版、携帯電話版及びスマートフォン版のホームページを改修し、支援センターの業務案内や利用方法を分かりやすくするとともに、スマートフォン版はワンタップでコールセンターへの電話発信ができるようにした。また、インターネット・リスティング広告（検索サイトにおいて法的トラブルに関連するキーワードで検索すると検索結果画面に支援センターの広告が表示されるもの。）を活用した。さらに、支援センターに関する様々な情報をツイッターで毎日3本程度配信し、主として業務に関する情報をメールマガジンで月に2回配信した。 ツイッターのフォロワー数は、平成27年3月末日現在で9,428人となった（対前年度比4,776人増）。			
イ 震災法律援助事業の利用促進のための広報 平成27年1月、岩手、宮城、福島及び山形において、被災者に対して震災法律援助事業の利用促進を図るため、テレビ及び新聞を活用した広報を実施した。さらに、インターネットリスティング広告、ホームページ及びツイッターと同広報を連動させ効果的な広報を行った。その結果、支援センターの認知度は岩手82%、宮城85%、福島80%、山形65%となり、全国平均55.8%を大きく上回った。			

<p>ウ プレスリリースの実施 本部において、支援センターの取組や関係機関との連携した施策などに関するプレスリリースを6回実施し、支援センターが報道される機会を増加させることを目的とした記者懇談会を行うなど報道機関との接点作りに取り組んだ。地方事務所においても、本部のプレスリリースに合わせて地方の報道機関に対するプレスリリースを行い、「一斉無料相談会」などの地方事務所独自の取組についての情報配信を行った。</p> <p>エ その他の広報 一般社団法人日本民営鉄道協会を通じて全国58社の鉄道会社の駅施設等に約2,800枚のポスターを無料で掲出し、費用を抑制しながらも効果的な広報活動を実施した。</p> <p>(3) 関係機関との連携を通じた広報活動の実施 金融庁、日本弁護士連合会及び日本司法書士連合会と連携し、「多重債務者相談キャンペーン2014」を実施し、関係機関等へポスター掲示を依頼した。 また、広報誌「季刊ほうてらす」を関係機関のほか、全国公立図書館へ送付するなどし、広く広報を実施した。</p> <p>(4) 認知度の向上 平成27年2月に実施した認知度調査では、認知度が55.8%と前年度に比べ8.5ポイント増加し、業務認知度（実質的認知度）は13.3%で前年度より2.2ポイント増加した。 なお、平成26年度認知度調査からより充実した認知度把握を行うため、調査方法を電話からインターネットに変更した。</p>		
---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅴ. その他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5-36	業務運営の体制維持		
当該項目の重要度, 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等, 必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 業務実績, 年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中期目標	<p>第6・2 業務運営の体制維持 利用者のニーズに機動的かつ柔軟に対応し, かつ, 効率的で効果的な業務運営のために必要な人的・物的体制の維持を図る。</p>
中期計画	<p>IX・2 施設・設備, 人事に関する計画 既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。 また, 組織の活性化を図るため, 国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度などを活用しながら, 能力主義に基づく的確な人事配置に取り組む。</p>
年度計画	<p>IX・2 施設・設備, 人事に関する計画 既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。 また, 組織の活性化を図るため, 国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度などを活用しながら, 能力主義に基づく的確な人事配置に取り組む。</p>

主な評価指標		業務運営の体制維持に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター 評価委員会による評価		
業務実績		自己評価			
業務実績報告書掲載頁：71		評価	B	評価	B
1 施設・設備の確保		評価に至った理由		評価に至った理由	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 職員の配置に合わせた備品整備 (2) 職員数又は業務量の増加に伴う事務所面積の拡張又は書棚等の設備の増設が必要となる場合のレイアウト変更 (3) 書類保管方法を工夫、効率的なスペースの活用方策 (4) (1)～(3)により対応できない事務所又は耐震性等に疑義がある事務所については移転を実施 		職員数又は業務量の変動に応じた施設や備品整備の見直しを行い、施設・設備の確保を適切に行った。 また、若手職員を積極的に登用するとともに、業務量の変動を考慮しながら、職員の再配置を行うなどして人的体制の確保を図った。		レイアウト変更等の工夫や事務所の移転等を通じて、職員数又は業務量の変動に応じた施設・設備の確保がなされている。また、業務量の変化を適切に把握し、職員配置の見直しを実施したほか、積極的な優秀若手職員の登用を進め、人的体制の確保と能力主義に基づく的確な人的配置の取組がなされており、所期の目標を達成したものと評価した。	
2 人的体制の確保					
<ul style="list-style-type: none"> (1) 業務量の変動に応じた人員配置 既存業務と新規業務追加による業務量の変化を適切に把握するとともに、それに応じた配置の見直しを実施 (2) 能力主義に基づく的確な人員配置 昇格に係る在級年数の短縮等による積極的な優秀若手職員の登用 					

4. その他参考情報
